

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成26年6月1日
(第30期) 至 平成27年5月31日

日本オラクル株式会社

(E05027)

第30期（自平成26年6月1日 至平成27年5月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

日本オラクル株式会社

目 次

頁

第30期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	7
第2 【事業の状況】	8
1 【業績等の概要】	8
2 【生産、受注及び販売の状況】	11
3 【対処すべき課題】	12
4 【事業等のリスク】	13
5 【経営上の重要な契約等】	15
6 【研究開発活動】	17
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	17
第3 【設備の状況】	18
1 【設備投資等の概要】	18
2 【主要な設備の状況】	18
3 【設備の新設、除却等の計画】	18
第4 【提出会社の状況】	19
1 【株式等の状況】	19
2 【自己株式の取得等の状況】	47
3 【配当政策】	48
4 【株価の推移】	48
5 【役員の状況】	49
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	53
第5 【経理の状況】	60
1 【連結財務諸表等】	61
2 【財務諸表等】	62
第6 【提出会社の株式事務の概要】	104
第7 【提出会社の参考情報】	105
1 【提出会社の親会社等の情報】	105
2 【その他の参考情報】	106
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	107

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年8月24日
【事業年度】	第30期（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）
【会社名】	日本オラクル株式会社
【英訳名】	ORACLE CORPORATION JAPAN
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 兼 CEO 杉原 博茂
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山二丁目5番8号
【電話番号】	03 (6834) 6666
【事務連絡者氏名】	執行役副社長 兼 CFO 野坂 茂
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山二丁目5番8号
【電話番号】	03 (6834) 6666
【事務連絡者氏名】	執行役副社長 兼 CFO 野坂 茂
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月	平成23年5月	平成24年5月	平成25年5月	平成26年5月	平成27年5月
売上高 (百万円)	132,724	142,919	153,148	154,972	161,051
経常利益 (百万円)	37,316	40,480	42,902	44,314	47,286
当期純利益 (百万円)	22,065	23,709	26,494	27,171	30,246
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—	—	—	—
資本金 (百万円)	22,301	22,301	22,304	22,506	22,743
発行済株式総数 (株)	127,097,471	127,097,471	127,098,571	127,202,871	127,308,971
純資産額 (百万円)	86,176	60,438	77,473	94,401	113,826
総資産額 (百万円)	132,982	111,493	136,810	154,002	188,847
1株当たり純資産額 (円)	671.67	468.20	601.77	734.20	887.28
1株当たり配当額 (円)	460	75	84	86	95
(うち1株当たり中間配当額)	(70)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	173.62	186.55	208.47	213.75	237.78
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	173.62	—	208.38	213.63	237.51
自己資本比率 (%)	64.2	53.4	55.9	60.6	59.8
自己資本利益率 (%)	25.9	32.7	39.0	32.0	29.3
株価収益率 (倍)	20.45	15.32	19.14	21.47	22.58
配当性向 (%)	264.9	40.2	40.3	40.2	40.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	22,651	33,364	35,555	29,019	48,412
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△9,587	24,822	△26,032	△587	3,088
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△21,584	△49,527	△9,553	△10,359	△10,843
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	14,834	23,493	23,463	41,536	82,194
従業員数 (名)	2,585	2,586	2,497	2,468	2,406

(注) 1 当社は連結財務諸表は作成しておりませんので、連結経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4 第26期(平成23年5月期)の1株当たり配当額には、特別配当297円を含んでおります。

5 第27期(平成24年5月期)における純資産額および総資産額の大幅な減少は、第26期期末配当として1株当たり390円(特別配当297円を含む。うち221円は資本剰余金が原資)を支払ったこと等によるものです。またこれにより、自己資本比率が低下しております。

- 6 第27期（平成24年5月期）より、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、第26期（平成23年5月期）の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について遡及処理を行っております。
- 7 第27期（平成24年5月期）の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 8 第26期（平成23年5月期）の1株当たり配当額には、上記4に記載のとおり特別配当297円を含んでおります。また、第27期（平成24年5月期）以降の1株当たり中間配当額は、第27期より配当を期末年1回の実施としているため記載しておりません。
- 9 第30期（平成27年5月期）の株主資本において自己株式として計上されている、第30期より導入いたしました役員報酬B I P信託および株式付与E S O P信託に残存する自社の株式は、第30期の1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（役員報酬B I P信託 5,678株、株式付与E S O P信託 17,550株）。また、信託口が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（役員報酬B I P信託 13,200株、株式付与E S O P信託 40,800株）。

2 【沿革】

年月	事項
昭和60年10月	日本市場における、リレーショナルデータベース管理システム「Oracle」をはじめとするソフトウェア製品の販売及び当該ソフトウェア製品の利用を支援する各種サービスの提供を目的として、東京都新宿区に日本オラクル株式会社（資本金1,000千円）を設立。
平成2年10月	本格的な事業活動を開始
平成4年6月	大阪市西区に西日本事業所（現関西支社）を開設
平成5年7月	名古屋市中区に中部事業所（現東海支社）を開設
平成6年6月	東京都千代田区に本社を移転
平成6年6月	福岡市中央区に西部事業所（現九州支社）を開設
平成8年8月	札幌市中央区に北海道支社を開設
平成9年2月	石川県金沢市に中部支社北陸営業所（現北陸支社）を開設
平成9年6月	株式の額面金額を1株50,000円から1株50円に変更するため形式上の存続会社日本オラクル株式会社（旧社名：オーアールエーシーエルイーアクイジッション株式会社）と合併（注）
平成11年2月	日本証券業協会に株式を店頭登録（資本金12,164,660千円）
平成12年4月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場（資本金22,127,910千円）
平成12年5月	仙台市青葉区に東北支社を開設
平成12年7月	大阪市北区にトレーニングキャンパス大阪を開設
平成12年8月	沖縄県那覇市に沖縄支社（現沖縄支店）を開設
平成12年10月	東京都渋谷区にトレーニングキャンパス渋谷を開設
平成17年1月	広島県広島市に西日本支社広島営業所（現中国・四国支社）を開設
平成18年6月	兄弟会社である日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社（現日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社、平成24年3月23日に合同会社へ改組。以下、「OIS」）との協業体制を強化し、オラクル・コーポレーションの買収により加わった製品および関連サービス等の取扱窓口を当社に一本化
平成20年7月	本社ビル「オラクル青山センター」が竣工
平成20年9月	東京都港区に本店移転
平成22年6月	ハードウェア・システムズ部門を新設し、サーバー、ストレージ製品等の販売や関連サービス等の提供を開始
平成25年6月	東京都港区元赤坂の赤坂センタービルディングにオフィスを開設

（注） 当社（合併前商号オーアールエーシーエルイーアクイジッション株式会社 昭和57年2月27日設立、株式の額面金額50円）は、日本オラクル株式会社（昭和60年10月15日設立、株式の額面金額50,000円）の株式の額面金額を変更するため、平成9年6月1日を合併期日として、同社を吸収合併し、同社の資産、負債および権利義務の一切を引き継ぎ、同日をもって商号を日本オラクル株式会社に変更しましたが、合併前の当社は休業状態にあり、合併後において被合併会社の営業活動を全面的に継承いたしました。

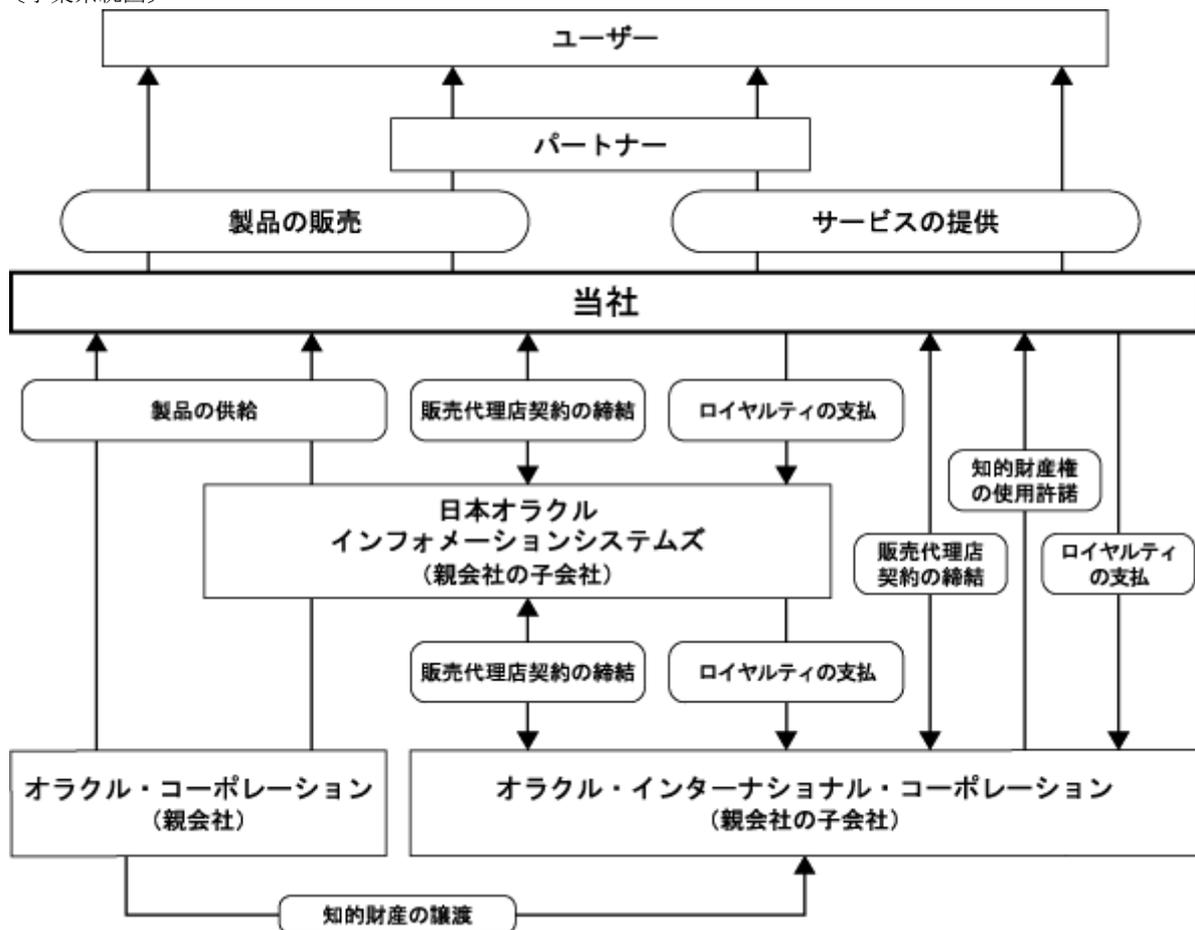
したがって、実質上の存続会社は、被合併会社である日本オラクル株式会社でありますので、記載事項につきましては、特段の記述がない限り、合併前日までは実質上の存続会社について記載しております。なお、事業年度の期数は、実質上の存続会社の期数を継承しております。

3 【事業の内容】

当社は、米国オラクル・コーポレーションを実質的な親会社とし、同社を中心とする企業集団に属しております。当企業集団は世界各地で、クラウド・コンピューティング環境を含む情報技術(IT)環境の構築・運用に利用されるデータベース管理システム、ミドルウェア、およびアプリケーション等のソフトウェア、ならびにサーバー、ストレージ、ネットワーク機器等のハードウェアを販売し、また一部の製品はインターネットを通じて、サービス利用型のサブスクリプション形態で提供しております。さらに、当社はこれら製品の導入や利用を支援する各種サービスの提供を行っております。

また、オラクル・インターナショナル・コーポレーションは、オラクル・コーポレーションから同社の保有するソフトウェア等の知的財産権を譲渡され、それら知的財産権の保有・管理業務ならびに当社を含むオラクル・コーポレーションの子会社との販売代理店契約の締結業務やライセンスの許諾業務等を行っております。日本オラクルインフォメーションシステムズは、オラクル・コーポレーションによる買収製品の日本におけるライセンス許諾権および製品販売権を保有しております。当社は、同社と販売代理店契約を締結し、当該買収製品の販売ならびにこれら製品の利用を支援するための各種サービスの提供を行っております。

〔事業系統図〕



各事業の内容および売上高構成比率は、次のとおりであります。

セグメントの名称	事業内容	売上高構成比率 (%) (注)		
		第28期 (自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日)	第29期 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	第30期 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
新規ライセンスおよびクラウド・ソフトウェア・サブスクリプション				
新規ライセンス	企業等のIT基盤に利用される、データベース管理ソフトウェア、各種ミドルウェア、ERP等の業務アプリケーションソフトウェアの新規ライセンスの提供。	29.3	27.7	28.3
クラウド・ソフトウェア・サブスクリプション	企業等のITシステムの基盤に利用されるソフトウェアやデータを、インターネットを通じたサービスとして提供。	1.8	1.7	1.5
新規ライセンスおよびクラウド・ソフトウェア・サブスクリプション小計		31.1	29.3	29.8
アップデート&プロダクト・サポート	ソフトウェア製品のアップデート(更新版)、パッチ(プログラム修正)等の提供およびMy Oracle Support等インターネットや電話を通じた技術サポートの提供。	43.8	44.3	45.6
アップデート&プロダクト・サポート計		43.8	44.3	45.6
ソフトウェア関連計		74.9	73.6	75.3
ハードウェア・システムズ				
ハードウェア・システムズ・プロダクト	SPARCマイクロプロセッサやIntel社のマイクロプロセッサを搭載したサーバー、データ資産をテープやディスク等を利用して安全に管理・保存するストレージおよびOracle ExadataやOracle Exalogic Elastic Cloud等のハードウェアとソフトウェアを統合したEngineered Systemsの販売、ならびにOracle SolarisやOracle Linux等のオペレーティングシステム(OS)やハードウェア関連ソフトウェアの提供。	8.1	8.9	7.2
ハードウェア・システムズ・サポート	サーバー、ストレージ等の製品の修理、保守、技術サポートおよびOS等関連ソフトウェアへの更新版やパッチの提供。	6.4	6.3	6.3
ハードウェア・システムズ計		14.5	15.2	13.5
サービス	当社製品の導入支援を行う「コンサルティングサービス」、予防保守サービスやマネージドクラウド型サービス等の高付加価値サービスを提供する「アドバンストカスタマーサポートサービス」、技術者や利用者向けの研修事業や技術資格の認定事業「エデュケーションサービス」の提供。	10.6	11.2	11.1
合計		100.0	100.0	100.0

(注) 売上高構成比率は単位未満を四捨五入して表示しております。

4 【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金	主要な事業内容	議決権の被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) オラクル・コーポレーション (注) 1	米国カリフォルニア州	23,156 百万米ドル	ソフトウェアおよびハードウェアの開発・販売、これらに付随するサービスの提供	74.8 (74.8) (注) 3	当社は当該親会社の開発したソフトウェアおよびハードウェア製品とこれらに付随する関連サービスを日本において販売、提供しております。 役員の受入3名
その他 3社(注) 2	—	—	—	—	—

(注) 1 当社の実質的な親会社であり、米国ニューヨーク証券取引所上場の継続開示会社であります。

2 これらの詳細については、「第7 提出会社の参考情報 1 提出会社の親会社等の情報」に記載のとおりであります。

3 議決権の被所有割合の()内は、間接被所有割合で内数であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成27年5月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
2,406	40.9	7.9	10,134,000

セグメントの名称	従業員数 (名)
新規ライセンスおよび クラウド・ソフトウェア・サブスクリプション	972
アップデート&プロダクト・サポート	265
ハードウェア・システムズ	285
サービス	702
全社 (共通)	182
合計	2,406

(注) 1 上記従業員数は就業人員であり、他社からの受入出向社員(429名)、嘱託社員(2名)を含んでおります。なお、平均年齢、平均勤続年数および平均年間給与には、受入出向社員、嘱託社員は含めておりません。

2 平均年間給与は、賞与を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度（以下、当期）における日本国内の経済環境は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減があったものの、政府の経済政策や金融政策により引き続き緩やかな改善基調にあり、企業のIT投資意欲についても金融、流通サービス業に続き、製造、公共、公益等の業種においても回復基調にあります。

技術・社会面では、デジタル・ディスラプション（デジタル化による大変革）、少子高齢化に伴う生産人口の減少と人手不足、グローバル化の進展など、従来型のビジネスモデルから未来志向型のビジネスモデルへの転換を迫られており、クラウド・IT活用による生産性の向上や成長分野への事業進出が課題となっております。

このような事業環境のもと、当社は、「VISION2020：2020年までにNo.1クラウドカンパニーになる」ことを目標に、「クラウド関連製品・サービスの拡充」、「エンタープライズ営業の強化」、「組織階層のフラット化による迅速な製品供給、顧客サポート体制の強化」、「パートナー企業との戦略的協業と新市場の開拓」、「顧客企業の海外事業展開の支援」を経営方針として事業を推進してまいりました。

当期の経営成績は、売上高161,051百万円（前年同期比3.9%増）、営業利益47,085百万円（前年同期比6.3%増）、経常利益47,286百万円（前年同期比6.7%増）、当期純利益30,246百万円（前年同期比11.3%増）と、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益ともに当初の業績予想を達成し、過去最高の業績を記録いたしました。

各セグメント別の営業の概況は次のとおりであります。

[新規ライセンスおよびクラウド・ソフトウェア・サブスクリプション]

売上高は47,927百万円（前年同期比5.4%増）となりました。また内訳につきましては、新規ライセンスの売上高は45,544百万円（前年同期比6.2%増）、クラウド・ソフトウェア・サブスクリプションの売上高は2,383百万円（前年同期比8.0%減）となりました。

当セグメントは企業等のIT基盤に利用される、データベース管理ソフトウェア、各種ミドルウェア、ERP等の業務アプリケーションソフトウェアの新規ライセンスを販売する「新規ライセンス」と、これらのソフトウェアを、インターネットを通じてサービス提供する「クラウド・ソフトウェア・サブスクリプション」から構成されます。

現在、多くの企業でITを活用した競争力強化を経営方針として進めるなか、当社は、グローバルで採用されているソフトウェア製品および関連サービスを、顧客企業に総合的な提案をする営業施策を積極的に進めてまいりました。

(i) 新規ライセンス

製品面では、革新的なインメモリ技術によりデータベースの処理性能を飛躍的に向上させ、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス（SNS）やインターネット・オブ・シングス（IOT）など、ヒトとモノ、モノとモノの間でやりとりされる膨大なデータ（ビッグデータ）のリアルタイム分析環境を構築する「Oracle Database In-Memory」の提供を平成26年7月に、業界標準言語であるSQLであらゆる構造化、非構造化データへのアクセスを可能にすることで、企業におけるビッグデータ活用をより一層推進する「Oracle Big Data SQL」の提供を平成26年9月に開始いたしました。

また、情報セキュリティ関連製品については、従来型のネットワーク中心のセキュリティ対策から、データそのものへの多層防御対策を強化する「Oracle Key Vault」の提供を平成27年2月に開始し、今後、ますます高まる情報セキュリティに対する脅威から、お客様のITシステムを守るためのセキュリティ関連製品を拡充してまいります。

(ii) クラウド・ソフトウェア・サブスクリプション

製品面では、見込み顧客ごとに最適なメッセージを最適なタイミングで発信することで、マーケティング業務の効率化を支援する「Oracle Marketing Cloud」、EPM（Enterprise Performance Management＝Oracle Hyperion）における予算管理、管理会計などの機能をSaaS（注1）形式で提供する「Oracle Planning and Budgeting Cloud Service」、急速な事業拡大やグローバル展開を行う企業向けに、短期間で導入でき、コスト効果の高い「Oracle ERP Cloud」の提供を開始いたしました。

さらに今後の成長・有望市場であるPaaS（Platform as a Service）（注2）製品として、「Oracle Database Cloud Service」、「Oracle Java Cloud Service」、「Oracle Developer Cloud Service」、「Oracle BI Cloud Service」、「Oracle Documents Cloud Service」の5つの製品、IaaS（Infrastructure as a Service）

（注3）製品として、「Oracle Infrastructure as a Service Private Cloud」を平成27年4月に「Oracle CloudWorld Tokyo 2015」において発表いたしました。すでに新規受注をいただいております。すでに新規受注をいただいております。

今後も付加価値の高い製品・サービスを拡充し、パートナー企業との協業を含めた営業・マーケティング活動を強力で推進し、さらなるユーザー数の拡大を行ってまいります。

(注1) SaaS (Software as a Service) : 財務会計や給与・人事管理などのソフトウェアの必要な機能を必要な分だけ、インターネットを経由して提供するサービス。

(注2) PaaS (Platform as a Service) : ITシステムを構築、稼働させるための基盤となるデータベース管理ソフトウェアや、異なるソフトウェア間を円滑に連携させる中間層のソフトウェアを、インターネットを経由して提供するサービス。

(注3) IaaS (Infrastructure as a Service) : ITシステムを構築、稼働させるための基盤(サーバーマシンやストレージなどのハードウェアやネットワークなど)そのものを、インターネットを経由して提供するサービス。

[アップデート&プロダクト・サポート]

売上高は73,401百万円(前年同期比7.0%増)となりました。

当セグメントは、ライセンスを利用されているお客様に更新版等のアップデートや技術サポートを提供しております。導入製品や利用環境に応じたプロアクティブ(事前対処的)、かつプリベンティブ(予防的)なサポートを提供する「My Oracle Support」等、製品を利用されているお客様に対するサポートの価値訴求や、特にパートナー企業との協業を推進し、新規にライセンスを購入されたお客様からの新規契約と既存のお客様からの契約更新を確保し、堅調に推移しました。

[ハードウェア・システムズ]

売上高は21,790百万円(前年同期比7.4%減)となりました。

当セグメントは、サーバー、ストレージ、エンジニアド・システム、ネットワーク機器等のハードウェアの販売およびそれらのオペレーティングシステム(OS)や関連ソフトウェアを提供する「ハードウェア・システムズ・プロダクト」、ハードウェア製品の技術サポート、修理、メンテナンスの提供およびOS等関連ソフトウェアの更新版等の提供を行う「ハードウェア・システムズ・サポート」から構成されます。

ハードウェア・システムズ・プロダクトの売上高は11,570百万円(前年同期比15.7%減)となりました。

前期の大型案件の反動減の影響はありましたが、お客様が自社でクラウド環境を構築するにあたり、データ処理の高速化、システムの早期稼働、複数のシステム統合を実現するエンジニアド・システムに対する需要は強く、特に「Oracle Exadata Database Machine」については世代が進むに従いお客様からのご評価は高まっており、マーケットリーダーとして市場の成長を牽引しております。また、平成26年10月に提供開始となったリアルタイムでのデータ保護を可能とする「Zero Data Loss Recovery Appliance」、平成26年11月に提供開始となったフラッシュ・メモリベースの「Oracle FS1 Flash Storage System」などの最新のバックアップ、ストレージなどの新製品を拡充し、お客様のデータ保護、費用対効果の高いデータ利活用環境の構築を提案してまいります。

ハードウェア・システムズ・サポートの売上高は10,219百万円(前年同期比4.2%増)となりました。

[サービス]

売上高は17,932百万円(前年同期比3.2%増)となりました。

当セグメントは、当社製品の導入支援を行う「コンサルティング・サービス」、予防保守サービスやお客様のIT環境の包括的な運用管理サービスを提供する「アドバンストカスタマーサポートサービス」、技術者や利用者向けの研修事業や技術資格の認定事業を提供する「エデュケーション・サービス」から構成されております。

アドバンストカスタマーサポートサービスの予防保守サービスが「Oracle Exadata Database Machine」向けに引き続き好調に推移しました。またエデュケーション・サービスでは、インターネット・オブ・シングス(IOT)向けの最新Java技術研修の需要が高まっております。

<報告セグメント別売上高の状況>

区分		平成26年5月期		平成27年5月期		
		金額	構成比	金額	構成比	対前期比
		百万円	%	百万円	%	%
	新規ライセンス	42,874	27.7	45,544	28.3	6.2
	クラウド・ソフトウェア・サブスクリプション	2,591	1.7	2,383	1.5	△8.0
	新規ライセンスおよびクラウド・ソフトウェア・サブスクリプション	45,466	29.3	47,927	29.8	5.4
	アップデート&プロダクト・サポート	68,594	44.3	73,401	45.6	7.0
	ソフトウェア関連	114,060	73.6	121,329	75.3	6.4
	ハードウェア・システムズ・プロダクト	13,724	8.9	11,570	7.2	△15.7
	ハードウェア・システムズ・サポート	9,808	6.3	10,219	6.3	4.2
	ハードウェア・システムズ	23,532	15.2	21,790	13.5	△7.4
	サービス	17,378	11.2	17,932	11.1	3.2
	合計	154,972	100.0	161,051	100.0	3.9

(注) 金額は単位未満を切り捨て、構成比ならびに対前期比は単位未満を四捨五入で表示しております。

(2) キャッシュ・フロー

当期におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、48,412百万円（前期比19,393百万円増）となりました。

これは主に、税引前当期純利益（47,434百万円）の計上、前受金の増加(8,556百万円)によるキャッシュ・インがある一方で、法人税等の納付（16,337百万円）等によるキャッシュ・アウトがあった結果によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、3,088百万円（前期は587百万円の使用）となりました。これはオラクル・コーポレーション（当社の親会社）の子会社であるOracle America, Inc.からの前期の貸付金の回収による収入（48,500百万円）、定期預金の純増加額（45,000百万円）があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、10,843百万円（前期比483百万円増）となりました。これは主に配当金の支払いによるものであります。

以上の結果、当期末における現金及び現金同等物は前期末と比べ、40,658百万円増加し、82,194百万円となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当事業年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前期比（％）
新規ライセンスおよび クラウド・ソフトウェア・サブスクリプション	20,510	5.9
アップデート&プロダクト・サポート	32,835	6.8
ハードウェア・システムズ	17,436	△7.3
サービス	11,900	9.0
合計	82,683	3.6

- (注) 1 金額は、売上原価によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社の事業はオラクル・コーポレーションの開発した製品の販売およびそれに付随する関連サービスの提供が主体であり、個別受注生産という概念に該当する業務の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(3) 販売状況

セグメントの名称	販売高（百万円）	前期比（％）
新規ライセンスおよび クラウド・ソフトウェア・サブスクリプション		
新規ライセンス	45,544	6.2
クラウド・ソフトウェア・サブスクリプション	2,383	△8.0
新規ライセンスおよび クラウド・ソフトウェア・サブスクリプション計	47,927	5.4
アップデート&プロダクト・サポート		
アップデート&プロダクト・サポート計	73,401	7.0
ハードウェア・システムズ		
ハードウェア・システムズ・プロダクト	11,570	△15.7
ハードウェア・システムズ・サポート	10,219	4.2
ハードウェア・システムズ計	21,790	△7.4
サービス		
サービス計	17,932	3.2
合計	161,051	3.9

- (注) 1 主な相手先別の販売実績および当該販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度		当事業年度	
	販売高（百万円）	割合（％）	販売高（百万円）	割合（％）
日本電気㈱	17,235	11.1	19,552	12.1
富士通㈱	17,146	11.1	16,801	10.4

- 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

(1) 会社の経営の基本方針

当社は「ITの新しい価値を創造し、お客様の成功と社会の発展に貢献する」ことを基本理念として掲げております。ITの役割は業務効率化、コスト削減などのツールから、企業のプロセスやビジネスモデルの変革を支える経営基盤へと進化し、その利用形態も革新し続けております。当社はITの役割やあり方、ITが生み出す価値を創造することで、お客様の競争力強化、業績向上、社会の利便性向上、発展に貢献する企業として存在すると考えております。

また、次の3点を当社の経営における基本方針とし「皆様からもっとも賞賛される会社になる」ことを目指した企業活動を推進しております。

- 1) 顧客の生産性、競争力を高め、日本の経済的発展を実現する製品とサービスを提供する。
- 2) 我々のパートナーと一丸となり日本のIT産業全体の発展に努める。
- 3) 「ORACLE MASTER」制度等を通じ、グローバルに活躍できるIT技術者を養成する。

そして、これらの結果として、継続的に企業価値を高めていくことが株主の皆様をはじめとしたステークホルダーの利益につながると認識しております。

(2) 目標とする経営指標

売上高、営業利益および1株当たり純利益（EPS）の増加により、継続的な企業価値の向上と株主への利益還元を実現することを目指してまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

[VISION2020：2020年までの中長期のビジョン]

当社は、2020年までに「No.1クラウドカンパニーになる」、「皆様からもっとも賞賛される会社になる」ことをビジョンとして掲げております。これらの実現に向けて、「POCO：The Power of Cloud by Oracle」をテーマとする、以下の戦略・施策の推進が重要な経営課題と認識しております。

① クラウドビジネスの拡大

ソフトウェアをインターネットなどのネットワークを経由してサービス提供するSaaS（Software as a Service）に加えて、PaaS（Platform as a Service）およびIaaS（Infrastructure as a Service）など、包括的なパブリック・クラウド・サービスを提供します。

また、プライベート・クラウドを構築しようとする企業に対して、オラクル製品・ソリューションを提供します。このような豊富なクラウド・ポートフォリオを展開することで、クラウド・コンピューティング市場の成長に向けて、リーダーシップを発揮してまいります。

また、これまで培ってきた標準技術によって構成されたクラウドサービスにより、お客様の既存のIT資産とクラウドサービスとの相互移行、連携を容易にします。お客様の事業環境により適したIT投資の選択を可能にすることで、顧客満足度を高め、お客様との長期的な信頼関係を強化してまいります。

営業・サポート担当者を増員し、クラウドビジネスの成長を加速します。

② お客様視点に立った直販営業力の強化

お客様の経営課題を理解し、ニーズに合ったオラクルのソフトウェア、ハードウェア、関連サービスを有機的に連携させ、ソリューションとして提案・提供することで、経営課題の解決を支援し、お客様との長期の信頼関係を構築・強化してまいります。

③ 顧客企業の海外事業展開の支援

海外での成功事例の日本への導入および日本のお客様の海外事業展開を支援するため、グローバル組織との連携を強力に推進してまいります。

④ 支社・地域ビジネスの強化

オラクルの標準かつ最先端の技術で開発された製品・サービスを、多くの皆様にご利用頂くため、支社機能を強化し、地域に密着したビジネスを行ってまいります。

これらの施策を通じて、売上高、営業利益の高いレベルの成長を実現し、企業価値の極大化に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

当社の経営成績および財政状態等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。なお、本項における将来に関する記載は、本有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) オラクル・コーポレーションとの関係

当社は、米国オラクル・コーポレーションを実質的な親会社とし、同社を中心とする企業集団に属しております。当社の今後の事業展開等は、同社の経営戦略等の影響を受ける可能性があります。

① オラクル・コーポレーションの製品・技術への依存

当社は、オラクル・コーポレーションの製品やサービスを日本市場に提供しているため、同社の製品・技術に依存しております。従って、同社の新製品・更新版製品の投入や同社が買収した製品の統合が遅れた場合、重大な欠陥や瑕疵が存在した場合、製品やサービス等の提供ポリシー等が変更された場合には、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

② ロイヤルティの料率および適用範囲の変更の可能性

当社は、親会社であるオラクル・コーポレーションの知的財産権の保有・管理を行っているオラクル・インターナショナル・コーポレーションと販売代理店契約、およびオラクル・コーポレーションの子会社である日本オラクルインフォメーションシステムズと相互に販売許諾契約を結んでおり、これらの契約に基づき、オラクル・コーポレーションより日本市場向けに製品の供給を受け、その対価として当該製品の売上高に対する一定割合をロイヤルティとしてオラクル・インターナショナル・コーポレーション、一部製品については日本オラクルインフォメーションシステムズに支払っております。当該ロイヤルティの料率および適用範囲は、オラクル・コーポレーションと当社を含むオラクル製品を取り扱うグループ会社との間で合理的な基準により決定しております。オラクル・コーポレーションから供給を受ける製品やサービスの内容等の変更、移転価格税制等により、料率または適用範囲が変更となった場合には、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

なお、日米税務当局間の移転価格に関する合意に基づき、平成23年5月期より、オラクル・インターナショナル・コーポレーションに対するロイヤルティ料率が引き上げられました。

③ Shared Service Center（シェアードサービスセンター）との関係

当社は、全世界のオラクル・グループの事務管理業務を統合・標準化したシェアードサービスセンターを利用し、経営の効率化を図っております。支払、売掛金回収等の経理業務や受注・サポート契約更新業務等を同センターに移管しておりますが、同センターの処理能力を超えた場合や、予期せぬ事象等により同センターが適切なサービスを提供できなかった場合等には、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

④ 自然災害等によるシステム障害

オラクル・コーポレーションを中心に、オラクル・グループ全体における、システムの最適化および業務手続の統一化により、業務効率化を図るGSI (Global Single Instance) を推進しております。これに伴って、文書保存用のコンピュータ・サーバー、電子メール、購買・調達等様々な社内システムをオラクル・グループ各社と共有しております。日本国内のみならず、日本国外において地震等自然災害によって共有システムに障害等が生じた場合、当社の事業活動に支障が生じ、当社の経営成績および今後の事業展開に影響を受ける可能性があります。こうした事態を想定し、当社独自の災害発生時の対処、復旧計画、データのバックアップ体制を構築、定期的に内容の見直しを実施するとともに、当社を含む全世界のオラクル・グループ共通のBusiness Continuity Management Program（事業継続マネジメントプログラム）を構築しています。

(2) 特定の売上項目への依存

当社の売上において、リレーショナルデータベース管理ソフトウェア「Oracle Database」に代表されるソフトウェア製品の新規ライセンスの販売による「新規ライセンス」およびライセンスを利用されているお客様に更新版等のアップデートや技術サポートを提供する「アップデート&プロダクト・サポート」の占める割合が高く、また利益への貢献割合が高いことが特徴です。これらの販売が悪化した場合には、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

(3) 間接販売（パートナーモデル）への依存

当社の製品は、主に、ハードウェアメーカーやシステムインテグレータ、独立系ソフト開発会社等のパートナー企業との協業によって、販売されております。当社の顧客は、製造業、流通業、金融業、通信業、サービス業、官公庁、教育機関など業種、業態を問わず多岐にわたっており、規模的にも大企業から小規模事業者まで広範囲となっております。当社では、これらの幅広い顧客ニーズにきめ細かく応えるため、パートナー企業を経由した間接販売に注力しており、間接販売による売上高は、当期において大きな割合を占めております。従って、パートナー企業との安定的信頼関係の維持は、当社の将来にとって重大な意義を持ちます。例えば、パートナー企業との関係が悪化した場合、競合会社が当社のパートナー企業と戦略的提携を行った場合、パートナー企業の財政状態が悪化した場合には、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

(4) プロジェクトの管理

当社は、顧客が当社製品を導入する際に、導入計画、システム設計計画、システム運用等の顧客支援作業を提供することがあります。提供に際しては品質、開発期間、採算の管理徹底等、プロジェクト管理の強化を図っておりますが、顧客からの仕様変更や当初見積以上の作業の発生等によりプロジェクトの進捗が当初の計画から乖離した場合、追加費用の発生や納期遅延に伴う違約金が発生し、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

(5) クラウド事業等

当社の「クラウド・ソフトウェア・サブスクリプション」は、特定のソフトウェアやソフトウェア実行基盤を親会社のデータセンターのクラウド・コンピューティング環境よりサービス利用型として顧客に提供しております。また、「サービス」のアドバンストカスタマーサポートサービスは、親会社、パートナーあるいは顧客のデータセンターにある顧客の情報システムの管理運用業務を提供しています。これらは顧客の基幹業務にかかる情報システムや重要情報の管理運用を行っており、機器の不具合、災害発生時の対応瑕疵、管理運用に関わる要員の過失等により、顧客の情報システムの停止や重要情報の漏洩等が発生し、顧客業務の遅滞や機会損失が起きた場合、顧客からの損害賠償請求等により、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

(6) 競争激化の可能性

当社が事業を展開する情報サービス産業は、競争が激しく、技術革新が急速に進展するため、業界や競合会社の動向によって、当社の経営成績および財政状態等は影響を受ける可能性があります。例えば、新規参入者を含めた競争激化による価格低下圧力の高まり、競合会社の競争優位な新製品の投入や競合会社同士の戦略的提携といった場合には、当社の競争力、市場占有率等に影響を与える可能性があります。

(7) 金融商品に係るリスク

資金の管理・運用については、当社が定める資金管理・運用規程（オラクル・コーポレーションが定めるglobal policyに準拠）に則り、高格付の有価証券への投資および高格付の金融機関への資金預入等に限定し、高い安全性と適切な流動性の確保をはかっております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク軽減に努めております。しかしながら、万一、運用先の金融機関の破綻や債券の債務不履行（デフォルト）、投資商品の元本割れ等が発生した場合には、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

営業債権である受取手形、売掛金および未収入金に関しては、当社の与信管理規程（オラクル・コーポレーションが定めるglobal policyに準拠）に則り、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握し、リスク軽減に努めております。しかしながら取引先の財務状況が悪化した場合などには、損失が発生する可能性があります。なお、デリバティブ取引は行わない方針です。

(8) ストックオプション制度

当社は、取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、ストックオプション制度を実施しております。平成27年5月31日現在、新株予約権の目的となる株式の数は合計で1,434,400株、発行済株式総数の1.1%に相当しております。これらのストックオプションが権利行使されれば、当社の1株当たりの株式の価値が希薄化する可能性があります。

(9) 将来の企業買収・合併

当社は、当社独自の事業戦略あるいは親会社のグローバルな事業戦略の一環で、将来、買収や合併を実施する可能性があります。これに伴い、買収先企業や買収先事業を効果的かつ効率的に当社の事業と統合出来ない可能性や、買収先企業の重要な顧客、仕入先、その他関係者との関係を維持出来ない可能性や買収資産の価値が毀損し、損失が発生する可能性などがあります。このような事象が発生した場合には、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

(10) 情報管理

当社は、事業遂行に関連して、多数の個人情報や機密情報を有しています。これらの情報については、社内規程の制定、従業員への教育等管理を徹底しておりますが、予期せぬ事態により流出する可能性が皆無ではなく、このような事態が生じた場合、当社の社会的信用に影響を与えるとともに、その対応のための不測の費用負担や、損害賠償等により、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

(11) 法的規制等

当社の事業遂行に際しては、様々な法律や規制の適用を受けております。当社は、これら法律、規制等を遵守すべく、社内体制の確立や従業員教育等に万全を期しておりますが、万一当社に対して訴訟や法的手続きが行われた場合には、多額の訴訟対応費用の発生や、損害賠償金の支払の可能性がります。このような場合、当社の経営成績および財政状態等に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 親会社の子会社との契約

①オラクル・インターナショナル・コーポレーションとの販売代理店契約

契約の名称	販売代理店契約
契約年月日	平成14年3月1日（注）
契約期間	平成14年3月1日から開始し、原則としてオラクル・コーポレーションの当社に対する支配権に重大な変更がない限り、無期限に存続する。
契約相手先	オラクル・インターナショナル・コーポレーション (米国カリフォルニア州)
契約内容	① オラクル・インターナショナル・コーポレーションは当社をオラクル製品の日本市場における総代理店として任命する。 ② オラクル・インターナショナル・コーポレーションは当社に対して以下を許諾する。 (a) オラクル製品を日本国内のエンドユーザーに販売促進、宣伝および使用許諾する権利 (b) 日本国内において二次代理店を任命し、当該二次代理店にオラクル製品を使用許諾させる権利を許諾する権利 (c) オラクル製品を日本市場に適合させるために、プログラムのソースコードを修正する権利 (d) オラクル・インターナショナル・コーポレーションが権利を有する商標等を、オラクル製品を日本市場において販売促進、宣伝および使用許諾する目的のために、使用する権利 ③ 当社は、契約対象の売上高に対する一定割合をロイヤルティとしてオラクル・インターナショナル・コーポレーションに支払う。（注）

(注) 日米税務当局間の移転価格に関する合意に基づき、ロイヤルティ料率変更の合意書が平成23年5月9日付で締結されております。

②-(i) 日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社との販売代理店契約（ソフトウェア）

契約の名称	販売代理店契約（オラクル・パートナー契約）
契約年月日	平成19年8月13日
契約期間	平成19年6月1日から開始し、契約当事者の一方が30日前までに解約を申し込まない限り有効に存続
契約相手先	日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社（東京都港区）
契約内容	① 親会社を買収した企業の製品の販売や技術サポート等を日本国内のエンドユーザーおよび販売代理店に対して行うこと。 ② 契約対象の売上高に対する一定割合のロイヤルティを支払うこと。

（注） 当社と日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社とは、相互に販売代理店契約を締結しております。

②-(ii) 日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社との販売代理店契約（ハードウェア）

契約の名称	販売代理店契約（オラクル・パートナー契約）
契約年月日	平成23年6月7日
契約期間	平成22年6月1日から開始し、契約当事者の一方が90日前までに解約を申し込まない限り有効に存続
契約相手先	日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社（東京都港区）
契約内容	① 日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社は当社をハードウェア・システムズ・プロダクトおよび関連サービスの販売の日本における代理店として任命する。 ② 当社は、ハードウェア・システムズ製品および関連サービスに関し一定の金額で日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社より購入する。

(2) パートナーとの販売代理店契約

オラクル・パートナー契約

当社は、販売代理店（パートナー）と販売代理店契約を締結し、パートナーが当社製品をエンドユーザーに販売し、また、エンドユーザーに対する技術サポートを提供する権利を付与しており、主なものは以下のとおりです。

相手先	対象製品	契約年月日	契約期間
日本電気㈱	ソフトウェア	平成26年12月2日	平成27年5月31日まで
	ハードウェア		
	エンジニアド・システム製品の一次保守サービスおよびSI支援サービス		
富士通㈱	ソフトウェア	平成26年12月11日	平成27年5月31日まで
	ハードウェア		
	エンジニアド・システム製品の一次保守サービスおよびSI支援サービス		

（注） 平成27年6月1日付にて契約を更新したため、本有価証券報告書提出日現在における契約期間は、日本電気株式会社は平成28年5月31日まで、富士通株式会社は平成30年5月31日までに更新されております。

6 【研究開発活動】

当社は、オラクル・コーポレーションが開発した製品の国内市場における販売と、これらに付随する関連サービスの提供を主たる業務としているため、当社独自の研究開発活動は行っていません。

製品の研究開発は、オラクル・コーポレーションが主体となって進められますが、オラクル・コーポレーションとの緊密な協力により、当社は新商品開発の初期の段階から参画することで、日本市場に適合した商品開発が行われております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項における将来に関する記載は、本有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針および見積り

当社の財務諸表等は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表等の作成にあたっては、期末日における資産および負債、会計期間における収益および費用に影響を与えるような仮定や見積りを必要とします。過去の経験および状況下において妥当と考えられた見積りであっても、仮定あるいは条件の変化により、実際の結果と異なる可能性があります。

(2) 経営成績の分析

① 売上高

161,051百万円（前期比3.9%増）となりました。

当期における売上の状況については、「第2 事業の状況 1業績等の概要 (1) 「業績」」をご参照下さい。

② 営業利益および経常利益

営業利益は47,085百万円（前期比6.3%増）、売上高の伸長と経費コントロールの確実な遂行により営業増益となりました。

売上原価は、ハードウェア・システムズの減収に伴い仕入原価が減少しましたが、ソフトウェア関連の売上増加に伴うロイヤルティ費用、およびコンサルティング案件の外注委託費が増加しました。販売費及び一般管理費は、外注委託費が増加した一方、前事業年度に実施したオフィス移転に伴う一時費用や広告宣伝費が減少しました。

受取利息、一部外貨建て売上債権の為替差益などの営業外収益を計上したことにより、経常利益は、47,286百万円（前期比6.7%増）となりました。

③ 当期純利益

特別利益として新株予約権戻入益を計上したこと、法人実効税率の引き下げにより、当期純利益は30,246百万円（前期比11.3%増）となりました。

(3) 財政状態の分析

① 資産および負債・純資産の状況

当期末における総資産は188,847百万円（前期末比34,844百万円増）となりました。流動資産は148,508百万円（前期末比35,673百万円増）となりました。

負債は75,020百万円（前期末比15,419百万円増）、純資産は113,826百万円（前期末比19,425百万円増）となりました。この結果、自己資本比率は59.8%（前期末比0.8ポイントダウン）となりました。

② キャッシュ・フロー

当期におけるキャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 1業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」をご参照下さい。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当期における設備投資の総額は407百万円であります。その主な内容は、コンピュータ機器類の購入等です。なお、設備投資の総額には差入保証金の支払を含んでおります。また、主要な設備は各セグメントが共用しているため、セグメント別の設備投資の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

事業所	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 （名）
		建物	土地 （面積㎡）	工具、器具 及び備品	その他	合計	
本社 （東京都港区）	統括業務施設 販売施設	12,081	26,057 (6,449)	617	7	38,763	1,325
赤坂オフィス （東京都港区）	販売施設	229	—	206	—	436	920

（注）1. 上記の金額には消費税等を含めておりません。

2. 土地の面積は総敷地面積を記載しております。当該敷地に対する当社の持分割合は2,902,571分の1,984,560であり、持分面積は4,410㎡であります。

3. 赤坂オフィスは事業所用建物を賃借しており、当事業年度の賃借料は307百万円であります。

4. 主要な設備は各セグメントが共用しているため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	511,584,909
計	511,584,909

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成27年5月31日)	提出日現在発行数(株) (注) 1 (平成27年8月24日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	127,308,971	127,317,171	東京証券取引所 市場第一部	(注) 2
計	127,308,971	127,317,171	—	—

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成27年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(イ) 平成17年8月24日定時株主総会決議（平成17年9月28日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成27年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年7月31日)
新株予約権の数(注) 1	1,301個	1,273個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	130,100株	127,300株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	5,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成27年8月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,000円 資本組入額 2,500円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成17年9月28日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

2 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。

また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,000円は発行日の属する月の前月（平成17年9月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,840円と発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日、すなわち平成17年9月30日）の終値5,000円との比較により、5,000円としたものであります。

3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

① 平成19年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。

② 平成21年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(ロ) 平成18年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行（平成18年12月21日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成27年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年7月31日)
新株予約権の数(注) 1	1,196個	1,177個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	119,600株	117,700株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	5,490円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年12月25日から 平成28年8月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注) 5	発行価格 7,222円 資本組入額 3,611円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成18年12月21日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,490円は発行日（平成18年12月25日）の属する月の前月（平成18年11月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,419円と発行日の終値5,490円との比較により、5,490円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成20年12月25日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成22年12月25日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額5,490円と新株予約権付与時における公正な評価単価1,732円を合算しております。

(ハ) 平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行（平成19年10月12日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成27年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年7月31日)
新株予約権の数(注) 1	1,383個	1,364個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	138,300株	136,400株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	5,240円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年10月15日から 平成29年8月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注) 5	発行価格 6,725円 資本組入額 3,363円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成19年10月12日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,240円は発行日（平成19年10月15日）の属する月の前月（平成19年9月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,104円と発行日の終値5,240円との比較により、5,240円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成21年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成23年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額5,240円と新株予約権付与時における公正な評価単価1,485円を合算しております。

(二) 平成20年8月22日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行（平成20年9月30日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成27年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年7月31日)
新株予約権の数(注) 1	1,321個	1,308個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	132,100株	130,800株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	4,787円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年10月15日から 平成30年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注) 5	発行価格 5,523円 資本組入額 2,762円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成20年9月30日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

4,787円は発行日（平成20年10月15日）の属する月の前月（平成20年9月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,787円と発行日の終値4,110円との比較により、4,787円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成22年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成24年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額4,787円と新株予約権付与時における公正な評価単価736円を合算しております。

(ホ) 平成20年8月22日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行（平成20年12月23日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成27年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年7月31日)
新株予約権の数(注) 1	35個	35個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	3,500株	3,500株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	3,819円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年1月15日から 平成30年12月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注) 5	発行価格 4,469円 資本組入額 2,235円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成20年12月23日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3,819円は発行日（平成21年1月15日）の属する月の前月（平成20年12月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,819円と発行日の終値3,640円との比較により、3,819円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成23年1月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成25年1月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額3,819円と新株予約権付与時における公正な評価単価650円を合算しております。

(へ) 平成21年8月27日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行（平成21年9月25日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成27年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年7月31日)
新株予約権の数(注) 1	1,189個	1,177個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	118,900株	117,700株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	3,930円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年10月15日から 平成31年9月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注) 5	発行価格 4,579円 資本組入額 2,290円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成21年9月25日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3,930円は発行日（平成21年10月15日）の属する月の前月（平成21年9月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,812円と発行日の終値3,930円との比較により、3,930円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成23年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成25年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額3,930円と新株予約権付与時における公正な評価単価649円を合算しております。

(ト) 平成22年8月26日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行（平成22年9月22日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成27年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年7月31日)
新株予約権の数(注) 1	1,474個	1,456個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	147,400株	145,600株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	4,338円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年10月15日から 平成32年9月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注) 5	発行価格 4,872円 資本組入額 2,436円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成22年9月22日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

4,338円は発行日（平成22年10月15日）の属する月の前月（平成22年9月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,338円と発行日の終値3,665円との比較により、4,338円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成24年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成26年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額4,338円と新株予約権付与時における公正な評価単価534円を合算しております。

(チ) 平成23年8月25日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行（平成23年9月13日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成27年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年7月31日)
新株予約権の数(注) 1	1,511個	1,481個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	151,100株	148,100株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	2,698円	同左
新株予約権の行使期間	平成25年9月28日から 平成33年9月13日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注) 5	発行価格 3,222円 資本組入額 1,611円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成23年9月13日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

2,698円は発行日（平成23年9月28日）の属する月の前月（平成23年8月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値2,489円と発行日の終値2,698円との比較により、2,698円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成25年9月28日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成27年9月28日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額2,698円と新株予約権付与時における公正な評価単価524円を合算しております。

(リ) 平成23年8月25日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行（平成24年6月26日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成27年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年7月31日)
新株予約権の数(注) 1	50個	50個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	5,000株	5,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	3,390円	同左
新株予約権の行使期間	平成26年7月2日から 平成33年9月13日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注) 5	発行価格 4,038円 資本組入額 2,019円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成24年6月26日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3,390円は発行日（平成24年7月2日）の属する月の前月（平成24年6月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値2,994円と発行日の終値3,390円との比較により、3,390円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成26年7月2日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成28年7月2日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額3,390円と新株予約権付与時における公正な評価単価648円を合算しております。

(ヌ) 平成24年8月24日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行（平成24年9月12日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成27年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年7月31日)
新株予約権の数(注) 1	1,974個	1,910個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	197,400株	191,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	4,025円	同左
新株予約権の行使期間	平成26年9月28日から 平成34年9月12日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注) 5	発行価格 4,853円 資本組入額 2,426円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成24年9月12日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

4,025円は発行日（平成24年9月28日）の属する月の前月（平成24年8月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,698円と発行日の終値4,025円との比較により、4,025円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成26年9月28日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成28年9月28日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額4,025円と新株予約権付与時における公正な評価単価828円を合算しております。

(ル) 平成25年8月23日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行（平成25年9月13日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成27年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年7月31日)
新株予約権の数(注) 1	2,246個	2,201個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	224,600株	220,100株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	3,942円	同左
新株予約権の行使期間	平成27年9月30日から 平成35年9月13日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注) 5	発行価格 4,590円 資本組入額 2,295円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成25年9月13日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3,942円は発行日（平成25年9月30日）の属する月の前月（平成25年8月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,942円と発行日の終値3,660円との比較により、3,942円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成27年9月30日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成29年9月30日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額3,942円と新株予約権付与時における公正な評価単価648円を合算しております。

(フ) 平成25年8月23日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行（平成25年10月30日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成27年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年7月31日)
新株予約権の数(注) 1	50個	50個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	5,000株	5,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	4,045円	同左
新株予約権の行使期間	平成27年11月15日から 平成35年9月13日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注) 5	発行価格 4,869円 資本組入額 2,435円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成25年10月30日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

4,045円は発行日（平成25年11月15日）の属する月の前月（平成25年10月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,671円と発行日の終値4,045円との比較により、4,045円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成27年11月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成29年11月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額4,045円と新株予約権付与時における公正な評価単価824円を合算しております。

(ワ) 平成25年8月23日定時株主総会決議による執行役に対する新株予約権の発行（平成26年3月26日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成27年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年7月31日)
新株予約権の数(注) 1	350個	350個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	35,000株	35,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	4,395円	同左
新株予約権の行使期間	平成28年4月15日から 平成35年9月13日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注) 5	発行価格 5,299円 資本組入額 2,650円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成26年3月26日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

4,395円は発行日（平成26年4月15日）の属する月の前月（平成26年3月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,182円と発行日の終値4,395円との比較により、4,395円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成28年4月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成30年4月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額4,395円と新株予約権付与時における公正な評価単価904円を合算しております。

(カ) 平成26年8月21日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行（平成26年9月16日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成27年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年7月31日)
新株予約権の数(注) 1	264個	259個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	26,400株	25,900株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	4,280円	同左
新株予約権の行使期間	平成28年9月30日から 平成36年9月16日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注) 5	発行価格 5,156円 資本組入額 2,578円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成26年9月16日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

4,280円は発行日（平成26年9月30日）の属する月の前月（平成26年8月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,275円と発行日の終値4,280円との比較により、4,280円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成28年9月30日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成30年9月30日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額4,280円と新株予約権付与時における公正な評価単価876円を合算しております。

(ヨ) 平成26年8月21日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行（平成27年7月17日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成27年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年7月31日)
新株予約権の数(注) 1	一個	28個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	一株	2,800株
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	一円	5,335円
新株予約権の行使期間	—	平成29年7月31日から 平成36年9月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注) 5	—	発行価格 6,224円 資本組入額 3,112円
新株予約権の行使の条件	—	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	(注) 4
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成27年7月17日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発効日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,335円は発行日（平成27年7月31日）の属する月の前月（平成27年6月）の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,335円と発行日の終値5,220円との比較により、5,335円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成29年7月31日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成31年7月31日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額5,335円と新株予約権付与時における公正な評価単価889円を合算しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年6月1日～ 平成23年5月31日 (注) 1	4,800	127,097,471	9	22,301	9	33,739
平成23年8月25日 (注) 2	—	127,097,471	—	22,301	△28,087	5,652
平成24年6月1日～ 平成25年5月31日 (注) 1	1,100	127,098,571	2	22,304	2	5,654
平成25年6月1日～ 平成26年5月31日 (注) 1	104,300	127,202,871	202	22,506	202	5,857
平成26年6月1日～ 平成27年5月31日 (注) 1	106,100	127,308,971	236	22,743	236	6,094

(注) 1 新株予約権の行使による増加であります。

2 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を取り崩し、「その他資本剰余金」に振り替えたものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成27年5月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	41	24	391	399	17	25,610	26,482	—
所有株式数(単元)	0	68,711	6,174	8,938	1,099,508	53	85,813	1,269,197	389,271
所有株式数の割合 (%)	0.0	5.4	0.5	0.7	86.6	0.0	6.8	100.0	—

(注) 1 自己株式8,205株は、「個人その他」に82単元および「単元未満株式の状況」に5株を含めて記載しております。

2 証券保管振替機構名義の株式が「その他の法人」に20単元、「単元未満株式の状況」に50株、それぞれ含まれております。

3 株式報酬制度「役員報酬BIP信託」および従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」の信託財産として、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が保有する当社株式は、「金融機関」にそれぞれ132単元および408単元含めて記載しております。なお、当該株式は財務諸表において自己株式として処理をしております。

(7) 【大株主の状況】

平成27年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
ORACLE JAPAN HOLDING, INC. 常任代理人 SMBC日興証券株式会社	500 Oracle Parkway, Redwood Shores, California, U.S.A (東京都千代田区丸の内3丁目3番1号)	94,967	74.6
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	4,045	3.2
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,610	1.3
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	P. O. BOX351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16番13号)	1,149	0.9
資産管理サービス信託銀行株式 会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号晴海アイ ランドトリトンスクエア オフィスタワ ーZ棟	724	0.6
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16番13号)	679	0.5
MELLON BANK TREATY CLIENTS OMNIBUS	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島4丁目16番13号)	511	0.4
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋2丁目4番2号	500	0.4
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	7TH FLOOR, 155 WELLINGTON STREET WEST TORONTO, ONTARIO, CANADA, M5V 3L (東京都新宿区新宿6丁目27番30 号)	497	0.4
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	465	0.4
計		105,152	82.6

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式は、以下のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,473千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,051千株
資産管理サービス信託銀行株式会社	724千株

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年5月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,200	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 126,911,500	1,269,115	—
単元未満株式	普通株式 389,271	—	—
発行済株式総数	127,308,971	—	—
総株主の議決権	—	1,269,115	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株 (議決権の数20個)、「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式13,200株および「株式付与ESOP信託」が保有する当社株式40,800株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成27年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 日本オラクル株式会社	東京都港区北青山2丁目5番8号	8,200	—	8,200	0.0
計	—	8,200	—	8,200	0.0

(注) 株式報酬制度「役員報酬BIP信託」および従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」の信託財産として、日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (東京都港区浜松町2丁目11番3号) が保有する当社株式13,200株および40,800株は、上記自己株式等の数に含めておりません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方式によるもの、ならびに会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方式によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

- ① 旧商法第280条ノ20および280条ノ21の規定に基づき、当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、定時株主総会において決議されたものは次のとおりであります。

(イ) 平成17年8月24日定時株主総会決議

決議年月日	平成17年8月24日
付与対象者の区分及び人数	第1回発行分（平成17年9月28日取締役会決議） 当社の従業員 1,166名 第2回発行分（平成18年3月23日取締役会決議） 当社の従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
発行する新株予約権の総数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) その他細目については、平成17年8月24日開催の第20回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

- ② 会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社取締役、執行役および従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、定時株主総会において決議されたものは次のとおりであります。

(イ) 平成18年8月29日定時株主総会決議

決議年月日	平成18年8月29日
付与対象者の区分及び人数	第1回発行分（平成18年12月21日取締役会決議） 当社の従業員 1,135名 当社の取締役（社外取締役を除く） 3名 第2回発行分（平成19年9月27日取締役会決議） 当社の取締役（社外取締役を除く） 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
発行する新株予約権の総数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) その他細目については、平成18年8月29日開催の第21回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

(ロ) 平成19年8月29日定時株主総会決議

決議年月日	平成19年8月29日
付与対象者の区分及び人数	第1回発行分（平成19年10月12日取締役会決議） 当社の従業員 1,055名 第2回発行分（平成20年6月27日取締役会決議） 当社の従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
発行する新株予約権の総数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) その他細目については、平成19年8月29日開催の第22回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

(ハ) 平成20年8月22日定時株主総会決議

決議年月日	平成20年8月22日
付与対象者の区分及び人数	第1回発行分（平成20年9月30日取締役会決議） 当社の従業員 472名 当社の取締役（社外取締役以外） 3名 当社の社外取締役 2名 第2回発行分（平成20年12月23日取締役会決議） 当社の従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
発行する新株予約権の総数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) その他細目については、平成20年8月22日開催の第23回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

(ニ) 平成21年8月27日定時株主総会決議

決議年月日	平成21年8月27日
付与対象者の区分及び人数	第1回発行分（平成21年9月25日取締役会決議） 当社の従業員 492名 当社の社外取締役 2名 当社の執行役 2名 第2回発行分（平成22年6月30日取締役会決議） 当社の従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
発行する新株予約権の総数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) その他細目については、平成21年8月27日開催の第24回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

(ホ) 平成22年 8 月26日 定時株主総会決議

決議年月日	平成22年 8 月26日
付与対象者の区分及び人数	第1回発行分（平成22年 9 月22日取締役会決議） 当社の従業員 460名 当社の社外取締役 2名 当社の執行役 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
発行する新株予約権の総数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) その他細目については、平成22年 8 月26日開催の第25回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

(ヘ) 平成23年 8 月25日 定時株主総会決議

決議年月日	平成23年 8 月25日
付与対象者の区分及び人数	第1回発行分（平成23年 9 月13日取締役会決議） 当社の従業員 255名 当社の社外取締役 2名 当社の執行役 2名 第2回発行分（平成24年 6 月26日取締役会決議） 当社の従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
発行する新株予約権の総数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) その他細目については、平成23年 8 月25日開催の第26回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

(ト) 平成24年8月24日定時株主総会決議

決議年月日	平成24年8月24日
付与対象者の区分及び人数	第1回発行分（平成24年9月12日取締役会決議） 当社の従業員 201名 当社の社外取締役 2名 当社の執行役 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
発行する新株予約権の総数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) その他細目については、平成24年8月24日開催の第27回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

(チ) 平成25年8月23日定時株主総会決議

決議年月日	平成25年8月23日
付与対象者の区分及び人数	第1回発行分（平成25年9月13日取締役会決議） 当社の従業員 202名 当社の社外取締役 2名 当社の執行役 3名 第2回発行分（平成25年10月30日取締役会決議） 当社の従業員 1名 第3回発行分（平成26年3月26日取締役会決議） 当社の執行役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
発行する新株予約権の総数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) その他細目については、平成25年8月23日開催の第28回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。

(リ) 平成26年8月21日定時株主総会決議

決議年月日	平成26年8月21日
付与対象者の区分及び人数 (注)	第1回発行分 (平成26年9月16日取締役会決議) 当社の従業員 268名 第2回発行分 (平成27年7月17日取締役会決議) 当社の従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
発行する新株予約権の総数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 その他細目については、平成26年8月21日開催の第29回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めております。
- 2 当社は平成26年10月24日、同年12月19日開催の取締役会および報酬委員会の決議により、当社取締役・執行役へのインセンティブ・プラン「役員報酬BIP信託」、当社従業員へのインセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」を導入しております。新株予約権の割当対象者は、新株予約権制度と株式報酬制度を選択することができます。

決議年月日	平成26年8月21日
付与対象者の区分及び人数	第3回発行分 (平成27年7月31日取締役会決議) 当社の従業員 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	8,400株を上限とする。(注) 1
発行する新株予約権の総数	84個を上限とする。(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 3
新株予約権の行使期間	平成29年8月15日から平成36年9月15日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株予約権を行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・併合の比率
- また、上記のほか、本総会決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行うものとする。
- 2 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。ただし、(注) 1に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

- 3 新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1 円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が割当日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、割当日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

上記に従い調整を行う場合の調整後払込金額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力の発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後払込金額は、当該株主総会の承認の直後に、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した新株予約権者（かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「承認前行使株式数」という。）に対しては、交付する株式数を次の算式により調整し、この場合に 1 株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前払込金額} - \text{調整後払込金額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{調整後払込金額}}$$

また、割当日後、普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く。）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、割当日後、合併または会社分割等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整することができるものとする。

- 4 (1) 新株予約権の割当を受けた対象者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当契約」という）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 新株予約権の割当日から 2 年経過した日以降、割当された権利の 2 分の 1 の権利を行使することができる。
 - ② 新株予約権の割当日から 4 年経過した日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- 5 その他の新株予約権の募集事項および細目については、本総会決議および今後の取締役会または取締役会の決議により委任を受けた執行役の決定に基づき、当社と割当対象者との間で締結する割当契約に定めるところによるものとする。また、付与対象者の区分ごとの人数については、今後の取締役会の決議に基づき定めることとする。
- 6 当社は平成26年10月24日、同年12月19日開催の取締役会および報酬委員会の決議により、当社取締役・執行役へのインセンティブ・プラン「役員報酬BIP信託」、当社従業員へのインセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」を導入しております。新株予約権の割当対象者は、新株予約権制度と株式報酬制度を選択することができます。

(ヌ) 平成27年8月21日定時株主総会決議

決議年月日	平成27年8月21日
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 当社の社外取締役 当社の執行役
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
株式の数	430,000株を上限とする。(注) 1
発行する新株予約権の総数	4,300個を上限とする。(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 3
新株予約権の行使期間	新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後10年を経過する日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株予約権を行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記のほか、本総会決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行うものとする。

- 2 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。ただし、(注) 1に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 3 新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が割当日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、割当日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

上記に従い調整を行う場合の調整後払込金額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力の発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後払込金額は、当該株主総会の承認の直後に、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した新株予約権者(かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「承認前行使株式数」という。)に対しては、交付する株式数を次の算式により調整し、この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前払込金額} - \text{調整後払込金額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{調整後払込金額}}$$

また、割当日後、普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する(会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く。)場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、割当日後、合併または会社分割等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整することができるものとする。

- 4 (1) 新株予約権の割当を受けた対象者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当契約」という）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
 - ① 新株予約権の割当日から2年経過した日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
 - ② 新株予約権の割当日から4年経過した日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- 5 その他の新株予約権の募集事項および細目については、本総会決議および今後の取締役会または取締役会の決議により委任を受けた執行役の決定に基づき、当社と割当対象者との間で締結する割当契約に定めるところによるものとする。また、付与対象者の区分ごとの人数については、今後の取締役会の決議に基づき定めるところとする。
- 6 当社は平成26年10月24日、同年12月19日開催の取締役会および報酬委員会の決議により、当社取締役・執行役へのインセンティブ・プラン「役員報酬BIP信託」、当社従業員へのインセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」を導入しております。新株予約権の割当対象者は、新株予約権制度と株式報酬制度を選択することができます。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

(株式付与ESOP信託)

① 本制度の概要

当社が、本制度を利用することを選択した当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は株式交付規程に従い、従業員の業績への貢献度等に応じた当社株式を、毎年一定の日に従業員に交付します。

② 株式付与ESOP信託に取得させる予定の株式の総額

平成26年12月に40,800株、195百万円を株式付与ESOP信託（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）が取得しております。今後の取得の予定は未定です。

③ 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができるものの範囲

当社従業員のうち一定の要件を充足するものに限定しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

なお、「株式付与E S O P信託」及び「役員報酬B I P信託」導入に伴い、E S O P信託口及びB I P信託口が取得した当社株式は含めておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	1,180	5,608,200
当期間における取得自己株式	120	653,400

(注) 1 当期間における取得自己株式には、平成27年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による取得は含まれておりません。

2 取得自己株式数には、役員報酬B I P信託および従業員持株E S O P信託が取得した株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	8,205	—	8,325	—

(注) 1 当期間の株式数ならびに処分価額の総額には、平成27年8月1日からこの有価証券報告書提出日までに処分した株式ならびにその価額は含まれておりません。

2 当期間における保有自己株式数には、平成27年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 保有自己株式数にはB I P信託口が保有する当社株式（当事業年度末13,200株）及びE S O P信託口が保有する当社株式（当事業年度末40,800株）が含まれておりません。

3 【配当政策】

剰余金の配当については、当社の事業計画に必要な資金需要、業績、キャッシュ・フローのバランスを総合的に勘案し、自己資本比率、株主資本利益率等の財務指標を妥当な水準に維持し、経営の自由度を確保しながら株主の皆様への利益還元を努めることを基本方針としております。剰余金の配当方法については金銭での配当といたします。

自己株式の取得、準備金の額の減少、剰余金その他の処分については、当社の財務状況等を勘案し、適宜、適切な対応をいたします。

当社の剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

当期の配当金につきましては、1株当たりの期末配当金を95円とさせていただきます。

当社は、「取締役会の決議により、毎年11月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨ならびに「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる」旨を定款に定めております。

なお、当期に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成27年7月17日 取締役会決議	12,093	95

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月	平成23年5月	平成24年5月	平成25年5月	平成26年5月	平成27年5月
最高（円）	4,715	3,540	4,595	4,770	5,650
最低（円）	3,120	2,310	2,767	3,485	3,890

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年12月	平成27年1月	平成27年2月	平成27年3月	平成27年4月	平成27年5月
最高（円）	5,000	4,975	5,250	5,540	5,600	5,650
最低（円）	4,350	4,655	4,870	5,120	5,080	5,340

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

男性9名 女性1名 (役員のうち女性の比率10.0%)

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	—	杉原 博茂	昭和35年12月2日	昭和57年4月 株式会社フォーバル入社 平成元年6月 フォーバルアメリカインク出向 取締役ジェネラルマネージャー 平成5年6月 インターテル株式会社入社 執行役員アジア太平洋地域担当バイスプレジデント兼 インターテルジャパン株式会社 代表取締役社長 平成13年5月 EMC ジャパン株式会社入社 テレコムメディア営業本部本部長 平成21年5月 シスコシステムズ合同会社入社 法人・エリアシステム事業部事業部長 平成22年3月 日本ヒューレット・パッカード株式会社入社 常務執行役員 エンタープライズグループ エンタープライズインフラストラクチャー事業統括 平成25年10月 オラクル・コーポレーション入社 シニア・バイスプレジデント グローバル事業統括 平成26年4月 当社代表執行役社長 兼 CEO、オラクル・コーポレーション シニア・バイスプレジデント (現任) 平成26年8月 当社 取締役 代表執行役社長 兼 CEO (現任)	(注) 2	—
取締役	—	野坂 茂	昭和28年9月12日生	昭和51年4月 丸紅株式会社入社 平成元年12月 アップルコンピュータ株式会社入社 平成8年3月 アラガン株式会社入社 平成8年11月 日本通信株式会社入社 上席執行役員最高財務責任者 平成14年4月 当社入社 CEO直属バイス・プレジデント財務担当 平成14年8月 当社取締役 常務執行役員最高財務責任者ファイナンス本部長 平成16年6月 当社取締役 専務執行役員最高財務責任者ファイナンス・インフラ開発・アプリケーションIT担当兼ファイナンス本部長 平成17年11月 当社退職 平成19年10月 当社入社 専務執行役員 最高財務責任者 ファイナンス担当兼IT・総務担当兼ファイナンス本部長 平成20年8月 当社取締役 執行役 専務 最高財務責任者 兼 ファイナンス・ファンリティ・IT・経営監査統括 平成21年6月 当社取締役 執行役 専務 最高財務責任者 管理部門担当 平成23年6月 当社取締役 執行役副社長 兼 CFO (現任) 平成27年6月 ヤマハ株式会社 社外取締役 (現任)	(注) 2	3

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	監査委員会 委員 指名委員会 委員 報酬委員会 委員	デレク・ エイチ・ ウィリアムズ	昭和19年12月30日生	昭和63年10月 オラクル・コーポレーション(UK) リージョナル・ディレクター 平成3年6月 オラクル・コーポレーション パイ ス・プレジデント アジア・パシフ ィック統括 平成5年7月 同社 シニア・バイス・プレジデン ト アジア・パシフィック統括 平成12年10月 同社 エグゼクティブ・バイス・プ レジデント アジア・パシフィック 統括 平成13年8月 当社取締役 平成18年6月 オラクル・コーポレーション チェ アマン アンド エグゼクティブ・ バイス・プレジデント アジア・パ シフィック アンド ジャパン 平成20年6月 同社 エグゼクティブ・バイス・プ レジデント (現任) 平成25年8月 当社取締役 執行役 社長 最高経 営責任者 平成26年4月 当社取締役 (現任)	(注) 2	—
社外取締役	監査委員会 委員長 指名委員会 委員長 報酬委員会 委員長	ジョン・エル・ ホール	昭和29年10月30日生	昭和52年1月 インターナショナル・ビジネス・マ シーンズ・コーポレーション (IBM) 入社 平成4年9月 ユニシス・コーポレーション オー プンシステム セールス&マーケテ ィング ディレクター 平成6年10月 オラクル・コーポレーション コー ポレート・グローバル・アライア ンス・マネジャー 平成8年6月 同社 バイス・プレジデント オラ クル・アジア・パシフィック・アラ イアンス 平成9年3月 同社 マネージング・ディレクター オラクル・タイランド 平成9年9月 同社 シニア・バイス・プレジデン ト オラクル・ワールドワイド・ア ライアンス 平成11年4月 同社 シニア・バイス・プレジデン ト オラクル・ユニバーシティ 平成15年8月 当社取締役 (現任) 平成27年6月 オラクル・コーポレーション退職	(注) 2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	監査委員会 委員	サマンサ・ ウエリントン	昭和53年2月22日生	平成14年6月 フォックステル・マネジメント・ピー ティーワイ・リミテッド(豪州) 入社 平成14年12月 豪州ニューサウスウェールズ州にて 弁護士登録 平成16年4月 豪州通信メディア庁入庁 平成16年11月 オラクル・コーポレーション・オー ストラリア・ピーティーワイ・リミ テッド入社 平成21年1月 オラクル・アメリカ・インク入社 平成24年1月 米国カリフォルニア州にて弁護士登 録 平成24年8月 オラクル・アメリカ・インク マネ ージングカウンセル(現任) 平成25年4月 オラクル・フィナンシャル・サービ シズ・ソフトウェア・リミテッド 取締役(現任) 平成26年8月 当社取締役(現任)	(注)2	—
社外取締役	監査委員会 委員 指名委員会 委員 報酬委員会 委員	大岸 聡	昭和32年3月18日	昭和56年12月 第一東京弁護士会登録 昭和56年12月 西村真田法律事務所(現西村あさひ 法律事務所)入所 昭和62年1月 同パートナー(現任) 平成17年4月 東海大学法科大学院教授 (平成20年3月退任) 平成17年4月 のぞみ債権回収株式会社取締役(現 任) 平成23年8月 当社取締役(現任) 平成24年6月 野村不動産ホールディングス株式会 社社外監査役 野村不動産株式会社社外監査役 平成27年6月 野村不動産ホールディングス株式会 社社外取締役(現任)	(注)2	—
社外取締役	監査委員会 委員 指名委員会 委員 報酬委員会 委員	村山 周平	昭和24年10月22日	昭和47年4月 等松・青木監査法人(現有限責任監 査法人トーマツ)入所 昭和51年3月 公認会計士登録 昭和53年8月 同ロサンジェルス事務所 昭和61年7月 同パートナー 平成5年8月 監査法人トーマツ(現有限責任監査 法人トーマツ)ニューヨーク事務所 平成8年8月 同那覇事務所 平成12年8月 同東京事務所 平成23年7月 有限責任監査法人トーマツ 退職 平成23年8月 公認会計士村山周平事務所所長(現 任) 平成23年8月 当社取締役(現任) 平成27年2月 日本フィルコン株式会社 社外監査 役(現任)	(注)2	—
計						3

(注) 1 取締役ジョン・エル・ホール、大岸聡、村山周平は社外取締役にあります。

2 選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表執行役	社長 兼 CEO	杉原 博茂	(1) 取締役の状況 参照	同左	(注)	—
執行役	副社長 兼 CFO	野坂 茂	(1) 取締役の状況 参照	同左	(注)	3
執行役	—	エス・クリシュ ナ・クマール	昭和43年3月21日	平成8年5月 オラクル・インド・プライ ベート・リミテッド入社 平成26年2月 オラクル・コーポレーション ジャパン・アンド・ジーエフア イシー バイス・プレジデント ファイナンス (現任) 平成26年8月 当社執行役 (現任)	(注)	—
執行役	副社長 兼 最高戦 略責任者	ドナルド・ ジェイ・ マッコウリイ	昭和40年10月10日	昭和62年6月 エヌシーアール コーポレーシ ョン テラデータビジネスユニット、 セールスオペレーション、 M&A、CRMディビジョンCFO、グ ローバルサービス 平成17年3月 日本NCR株式会社 CFO & COO 平成23年6月 当社入社 平成24年6月 オペレーションズ統括本部長 当社専務執行役員 平成26年6月 オペレーションズ統括本部長 当社副社長執行役員 平成27年8月 当社執行役副社長 兼 最高戦略 責任者 グローバル事業戦略室長 兼 オペレーションズ統括本部長 (現任)	(注)	—
執行役	副社長	三澤 智光	昭和39年4月27日	昭和62年4月 富士通株式会社入社 平成7年5月 当社入社 平成12年8月 当社執行役員 パートナー営業 本部長 兼 ソリューション統 括部長 平成18年6月 当社常務執行役員システム製品 統括本部長 兼 マーケティン グ本部長 平成23年6月 当社専務執行役員 テクノロジ ー製品事業統括本部長 平成26年12月 当社副社長執行役員 データベ ース事業統括 平成27年8月 当社執行役 副社長 クラウド・テクノロジー事業統 括 (現任)	(注)	—
計						3

(注) 選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は平成27年6月26日開催の取締役会において、平成27年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則の改正内容に基づいて、内部統制システムの基本方針の一部改定を決議いたしました。会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況等に関しましては、改定後の内容を記載しております。

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は継続的に企業価値を高めていく上で、コーポレート・ガバナンスの確立は重要な課題であると考え、すべてのステークホルダーに対する経営の責任を果たすべく、日本の法制度等に合致し、さらに親会社であるオラクル・コーポレーションのコーポレート・ガバナンス方針に基づいた体制の整備に努めております。

また、従業員に対しては全世界のオラクル・グループ共通の「Oracle Code of Ethics and Business Conduct（倫理とビジネス行動規範に関する規程、略称：オラクル・コード）」の周知徹底を図り、企業活動遂行上の基本指針としております。

- ① 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況
当社は指名委員会等設置会社であります。経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、より高いコーポレート・ガバナンスの確立を目指すことを目的としております。

(イ) 会社の機関の内容

(a) 取締役会

取締役会は、7名の取締役（うち3名は社外取締役）からなり、経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備、執行役の職務の分掌、その他の重要な経営の意思決定、ならびに執行役等の職務の執行の監督を行っております。

(b) 監査委員会

監査委員会は、監査の基本方針および実施計画の作成ならびに監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定しております。同委員会は、社外取締役を委員長とし、2名の取締役と3名の社外取締役全員により構成されております。

(c) 報酬委員会

報酬委員会は、取締役および執行役が受ける報酬等の方針の策定および個人別の報酬等の内容等を決定しております。同委員会は、社外取締役を委員長とし、1名の取締役と3名の社外取締役全員により構成されております。

(d) 指名委員会

指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定しております。同委員会は、社外取締役を委員長とし、1名の取締役と3名の社外取締役全員により構成されております。

(e) 業務執行機関等

執行役5名ならびに執行役員27名が担当しております。そのほか、事業戦略、全社的な組織改革、財務事項など、経営に関する重要課題を討議し、執行役の迅速な意思決定と機動的な業務執行を補佐することを目的として、代表執行役社長 兼 CEO以下重要な組織の長を主要構成員とする副社長会を設置しております。

また、営業・マーケティング戦略、従業員の労働環境などの討議や情報共有を行うことを目的として、代表執行役社長 兼 CEO以下全社横断的な部門の長を主要構成員とする経営委員会（Operating Committee）を設置しております。組織横断的な討議、全社に向けた情報発信を積極的に行うことで、透明性の高い経営の確保を推進してまいります。

さらに、企業経営または日常の業務執行に際しては、必要の都度弁護士ならびに公認会計士等の専門家からのアドバイスを受け、外部によるチェック機能の充実を図っております。

(ロ) 内部統制システムの整備状況

(a) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、その他経営に関わる重要な会議の議事録、重要な意思決定に係る記録などの文書の管理に関する規程を制定する。当該規程を制定または改定するときは、取締役会の承認を得ることとし、当該規程による管理の対象となる文書は、必要なときに検索および閲覧が容易な状態で保管する。

- (b) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、災害および情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規程・ガイドラインの制定、教育等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる執行役を定める。
- (c) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(i) 代表執行役の業務執行を補佐し、取締役会の決定事項の実行に関し協議、決定するための会議を開催する。
(ii) 執行役および使用人の責任と権限の範囲を明確にする規程を制定し、その責任と権限の範囲で、業務執行が効率的に行われる体制をとる。
- (d) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(i) オラクル・グループの企業倫理規程を適用してコンプライアンスの基本方針を定める。
(ii) オラクル・グループのコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、使用人の法令違反について通報することができる体制をとる。
(iii) 内部統制システムの構築、維持、向上のため、各担当部門が、社内規程等の制定・運用、法令および社内規程等に関する研修を行う。
(iv) コンプライアンスについての責任者を任命し、これにより当社のコンプライアンス体制の整備を図る。
(v) 監査部門を設置し、内部監査に関する規程に従って各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止と業務プロセスの是正を図る。
- (e) 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(i) オラクル・グループとしての企業倫理規程を定める。
(ii) コンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、法令違反について通報することができる体制をとる。コンプライアンスに係る内部通報窓口とは別に、取締役会が任命する執行役及び執行役員の不正行為について、監査委員会に通報することができる体制をとる。
(iii) 当社は、親会社の内部監査部門の定期的な監査を受け入れ、その監査結果について報告を受ける。
(iv) 当社は、当社子会社の内部監査を行い、その結果について取締役会および監査委員会に報告する。
- (f) 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査委員会の職務を補助するため、事務局を置く。
- (g) 前号の使用人の執行役からの独立性に関する事項
前号の事務局に属する使用人の任命、異動、評価等については、事前に監査委員会の意見を聴取するものとし、執行役はこれを尊重する。
- (h) 監査委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
事務局及び監査委員の事務を補助する補助人は、監査委員会の事務に関する事項について、監査委員会の指示に従う。
- (i) 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
執行役および使用人は、監査委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとする。監査委員会は、必要に応じて、執行役および使用人からヒアリングを実施する機会を与えられる。
- (j) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- (k) 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査委員からその職務の執行に必要な費用等の請求を受けたときは、会社法第404条第4項に基づいて取り扱うものとする。また、監査委員は、取締役会又は執行役の事前承認を受けることなく、必要に応じて当社の費用において外部アドバイザーを任用することができる。

- (1) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 監査委員は、監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
 - (ii) 代表執行役および会計監査人は、それぞれ監査委員と適宜会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査委員会による監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表執行役、会計監査人および監査委員の間で相互認識を深める。
 - (iii) 監査委員は、執行役等の職務の執行の監督の目的から、経営にかかわる重要な会議に出席する機会を、また必要に応じて、議事録・会議資料等を閲覧する機会を与えられる。

(ハ) 内部監査及び監査委員会監査の状況

内部監査部門はオラクル・グループのInternal Audit Charterに従って各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止と業務プロセスの是正を図っております。また当該部門は、業務の適法性、妥当性および効率性について公正かつ客観的な立場で検討および評価を行い、監査結果を報告し、これに基づき改善あるいは合理化への助言・提案を行うとともに、その対応状況を適宜確認しております。監査委員は、当該部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正を求めることができるだけでなく、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要であると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる体制をとっております。

監査委員会による監査につきましては、監査委員会が定めた年度監査方針・監査計画に従い、取締役会その他の重要会議に出席する他、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、適法性・妥当性を監査いたします。代表執行役および会計監査人は、それぞれ監査委員と適宜会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査委員会による監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表執行役、会計監査人および監査委員の間で相互認識を深める体制をとっております。なお、社外取締役で監査委員の大岸聡氏は弁護士資格を、社外取締役で監査委員の村山周平氏は公認会計士の資格を有し、両氏とも弁護士あるいは公認会計士としての豊富な経験を通じて、企業法務や企業会計に関する知見を有しております。

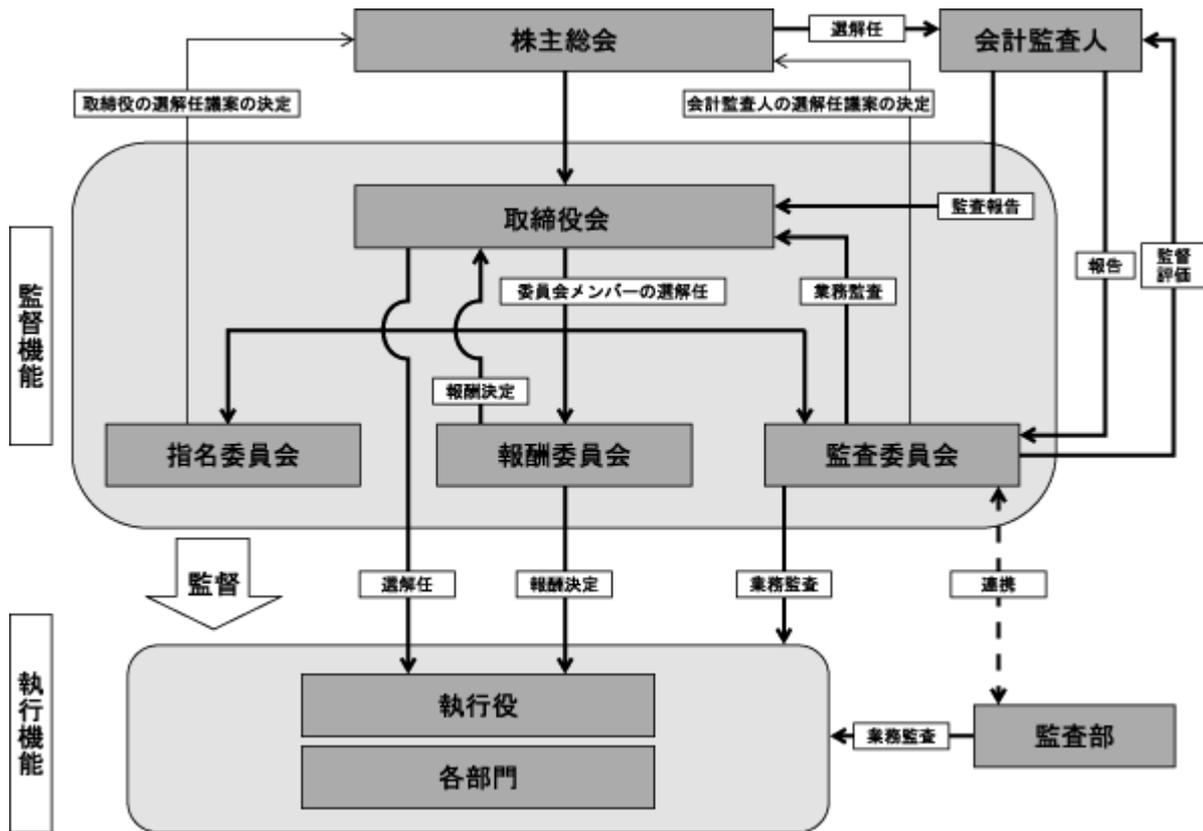
会計監査人は新日本有限責任監査法人であり、監査契約に基づき年度会計監査および四半期レビューを受けております。会計監査人と当社との間に特別の利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員	戸田 彰	新日本有限責任監査法人
	遠藤 正人	

- (注) 1 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。
- 2 同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。
- 3 監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士8名、その他13名です。

当社のコーポレート・ガバナンス体制を図式化すると次のとおりとなります。



② 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要
(イ) 社外取締役の選任および独立性に関する考え方

当社指名委員会は、ORACLE CORPORATIONの定めるCORPORATE GOVERNANCE GUIDELINES（2010年4月15日）の「1. Director Qualifications」を参考に以下の「基本事項」及び「独立性の基準」を定めております。

[基本事項]

1. 指名委員会は、社外取締役を新たに選任する際は、新任取締役に要求される人格・能力ならびに取締役会全体の構成について総合的に評価検討する責任を負う。
2. この評価に当たっては、株主の利益を代表するにふさわしい、優れたかつ効果的な取締役会を構成するに資する社外取締役候補者（以下「候補者」という）個人の能力、経験、識見について検討されるものとする。選任に当たっては、さらに、取締役として必要かつ十分な時間を充てる意思と能力があること、加えて、候補者の個人的・職業的な倫理、品格についても考慮されるものとする。
3. 候補者は、本基準で定めるプロセスおよび方針に従い、指名委員会にて選出されるものとする。

[独立性の基準]

1. 候補者を選ぶに当たり、指名委員会は、候補者の独立性、人格、および識見についての評価を行うものとする。
2. 候補者が以下のいずれかに該当する場合、取締役に必要な独立性を満たさないものとする。なお、ここでいう「家族」とは、血縁関係、姻戚関係または候補者との同居、のいずれの関係によるかにかかわらず、候補者の配偶者、親、子、兄弟姉妹の関係にある者をいうものとする。
 - (a) 候補者が、現在または過去のいずれかの時点において、当社またはその子会社の代表取締役または業務執行取締役、もしくは、執行役または支配人その他の使用人であった場合（会社法2条15号ロ）。候補者が、当社の親会社等の代表取締役または業務執行取締役、もしくは執行役、支配人その他の使用人、兄弟会社の取締役（社外取締役を除く）である場合（会社法2条15号ハニ）。
 - (b) 候補者の家族が、現在または過去3年間のいずれかの時点において、当社と雇用関係にあったか、または、当社の役員であった場合。
 - (c) 候補者またはその家族が、現在または過去3年間のいずれかの時点において、当社の監査に独立監査人のパートナーとして関与していた場合。

(d) 候補者またはその家族が、現在または過去3年間のいずれかの時点において、当社の監査を担当する当社の外部監査人のパートナーであった場合。

(ロ) 社外取締役の選任状況ならびに機能および役割

上記「(イ) 社外取締役の選任および独立性に関する考え方」に基づき、当社は社外取締役3名を選任しており、取締役会や監査委員会を通じて、会計監査人、および内部統制部門の活動状況についての報告を受け、より透明性の高い経営監督体制の整備に尽力しております。現状の3名体制で期待する機能と役割を十分に担っていただけると認識しております。

ジョン・エル・ホール氏は、当社の提供する製品・サービスに精通した立場から、当社の経営に対する有用な助言を行っております。

大岸聡氏は弁護士の資格を、村山周平氏は公認会計士の資格を有し、各氏とも弁護士あるいは公認会計士としての豊富な経験を通じて、企業法務や企業会計に関する経験と見識を有しており、独立した立場から当社の経営に関する適切な助言や職務執行の監督を行うことで、当社取締役会の機能強化を図っております。

(ハ) 社外取締役と当社との関係

大岸聡氏および村山周平氏が代表または所属する法人との間に資本、人事、技術、取引等の利害関係はありません。両氏ともに一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であり、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として、東京証券取引所に対して届出ております。

また、社外取締役は全員、当社株式を所有していません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

④ 役員報酬等の内容

(イ) 当事業年度(第30期)に係る当社の取締役および執行役に対する報酬等の内容は、以下のとおりです。

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	4名 (2名)	137百万円 (22百万円)
執行役	1名	17百万円
計	5名 (2名)	155百万円 (22百万円)

- (注) 1 平成26年8月21日開催の第29回定時株主総会の決議により、執行役兼務取締役に就任した1名についての支給人員、報酬額については、執行役就任期間分については執行役の区分に、執行役兼務取締役就任期間分については取締役の区分にそれぞれ含めております。
- 2 上記の報酬等の額には、取締役4名(うち社外取締役2名)に対する新株予約権の当事業年度における費用計上額17百万円(うち社外取締役2百万円)、執行役に対する新株予約権の当事業年度における費用計上額1百万円がそれぞれ含まれております。
- 3 上記の報酬等の額には、当事業年度より導入した報酬の対象期間に応じて、複数年にわたって費用を計上する株式報酬制度であります役員報酬BIP信託の当事業年度の費用計上額が含まれております。当事業年度における費用計上額は、取締役4名11百万円(うち社外取締役0百万円)であります。
- 4 役員退職慰労金制度はありません。
- 5 上記の報酬等の額には、当事業年度に係る取締役4名(うち社外取締役2名)に対する賞与引当額22百万円(うち社外取締役3百万円)が含まれております。また、取締役1名に対して支給した当事業年度に係る賞与6百万円及び執行役1名に対して支給した当事業年度に係る賞与4百万円がそれぞれ含まれております。
- 6 当社は、執行役を兼務する取締役に對しては執行役としての報酬は支給していません。

(ロ) 役員報酬の決定方針および決定方法

取締役および執行役の報酬は、基本報酬部分、業績連動型賞与部分および株式報酬部分の3つからなっており、それぞれ以下の方針に基づいて決定しております。

(a) 基本報酬部分

同業他社の支給水準を鑑み、役割、職責に見合った報酬水準を設定しております。

(b) 業績連動型賞与部分

その期の会社が重点を置くべき項目（売上・利益等）を指標として設定し、期初に立てた目標値の達成度に応じて支給されます。営業利益目標の達成度、当社ライセンス製品の対前期比の売上成長、ハードウェア・システムズ・プロダクト部門のマージン（営業利益）等という複数の指標に基づき、会社業績と密接に連動させることにより、経営者としての責任や結果を明確に反映させるシステムを採用しております。

(c) 株式報酬部分

株式報酬部分は、新株予約権（ストック・オプション）制度および株式報酬制度で構成されます。株主総会において決議された範囲で付与される現行の新株予約権（ストック・オプション）制度に加え、当事業年度より取締役・執行役の職務執行がより強く動機づけられるインセンティブ・プランとして、株式報酬制度「役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託」を導入いたしました。制度の概要は、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 注記事項 追加情報」に記載のとおりです。

⑤ 株式の保有状況

(イ) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数および貸借対照表計上額の合計額
銘柄数 2 銘柄
貸借対照表計上額の合計額 36百万円

(ロ) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（非上場株式を除く）の銘柄、株式数、貸借対照表計上額および保有目的
特定投資株式
該当事項はありません。

(ハ) 保有目的が純投資目的の投資株式
該当事項はありません。

⑥ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

⑧ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、資本政策および配当政策の機動的な実行を図るべく定めるものであります。

⑨ 取締役および執行役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項に定める取締役および執行役（取締役および執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役および執行役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑩ 会社と特定の株主の間の利益相反取引について

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
59	0	58	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度

会計監査人が主催するセミナーの受講

当事業年度

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の額については、その決定方針に関して特段の規程を定めておりませんが、監査内容および日数などにより妥当性を検討し、事前に監査委員会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」 「（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成26年6月1日から平成27年5月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、最新の会計基準等の内容を的確に把握し、適正な財務諸表等を作成するために、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構や監査法人等が主催する研修に参加しております。また、社内規程、マニュアルの整備を適宜行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年5月31日)	当事業年度 (平成27年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	41,536	127,194
売掛金	18,770	17,578
商品及び製品	0	—
前払費用	72	86
繰延税金資産	2,634	2,664
短期貸付金	48,500	—
その他	1,324	986
貸倒引当金	△2	△2
流動資産合計	112,835	148,508
固定資産		
有形固定資産		
建物	17,690	17,722
減価償却累計額	△4,625	△5,381
建物（純額）	13,065	12,340
工具、器具及び備品	4,072	4,342
減価償却累計額	△2,784	△3,109
工具、器具及び備品（純額）	1,288	1,233
土地	26,057	26,057
有形固定資産合計	40,411	39,631
無形固定資産		
ソフトウェア	10	7
その他	0	—
無形固定資産合計	10	7
投資その他の資産		
投資有価証券	36	36
繰延税金資産	209	202
差入保証金	473	419
破産更生債権等	0	0
その他	31	46
貸倒引当金	△4	△4
投資その他の資産合計	745	700
固定資産合計	41,167	40,338
資産合計	154,002	188,847

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年5月31日)	当事業年度 (平成27年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	8,963	10,008
未払金	3,534	5,568
未払法人税等	8,609	9,528
前受金	34,118	42,674
預り金	563	566
賞与引当金	1,880	1,752
役員賞与引当金	10	22
製品保証引当金	235	206
株式給付引当金	-	44
その他	1,677	4,640
流動負債合計	59,593	75,012
固定負債		
その他	7	7
固定負債合計	7	7
負債合計	59,601	75,020
純資産の部		
株主資本		
資本金	22,506	22,743
資本剰余金		
資本準備金	5,857	6,094
資本剰余金合計	5,857	6,094
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	65,053	84,361
利益剰余金合計	65,053	84,361
自己株式	△30	△295
株主資本合計	93,387	112,903
新株予約権	1,013	922
純資産合計	94,401	113,826
負債純資産合計	154,002	188,847

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	当事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
売上高		
新規ライセンスおよびクラウド・ソフトウェア・サブスクリプション売上高	45,466	47,927
アップデート&プロダクトサポート売上高	68,594	73,401
ハードウェア・システムズ売上高	23,532	21,790
サービス売上高	17,378	17,932
売上高合計	154,972	161,051
売上原価		
新規ライセンスおよびクラウド・ソフトウェア・サブスクリプション売上原価	19,373	20,510
アップデート&プロダクトサポート売上原価	30,737	32,835
ハードウェア・システムズ売上原価	18,805	17,436
サービス売上原価	10,922	11,900
売上原価合計	79,838	82,683
売上総利益	75,133	78,368
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	1,443	1,061
業務委託費	4,226	5,616
役員賞与引当金繰入額	10	22
役員報酬	102	91
役員賞与	—	10
給料及び手当	13,067	12,958
賞与引当金繰入額	1,489	1,406
賞与	2,176	2,081
株式報酬費用	100	128
退職給付費用	236	241
福利厚生費	2,546	2,459
賃借料	442	196
減価償却費	986	926
その他	3,986	4,078
販売費及び一般管理費合計	30,818	31,283
営業利益	44,315	47,085
営業外収益		
受取利息	63	61
為替差益	—	102
その他	3	39
営業外収益合計	67	202
営業外費用		
支払利息	0	0
為替差損	28	—
その他	38	1
営業外費用合計	67	1
経常利益	44,314	47,286
特別利益		
新株予約権戻入益	54	147
特別利益合計	54	147

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	当事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
特別損失		
投資有価証券売却損	8	—
事業構造改善費用	※ 169	—
特別損失合計	177	—
税引前当期純利益	44,191	47,434
法人税、住民税及び事業税	16,676	17,210
法人税等調整額	342	△22
法人税等合計	17,019	17,187
当期純利益	27,171	30,246

【売上原価明細書】

A. 新規ライセンスおよびクラウド・ソフトウェア・サブスクリプション売上原価

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)		当事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費		174	0.9	186	0.9
II 外注委託費		127	0.7	510	2.5
III 経費		104	0.5	104	0.5
IV ロイヤルティ料		18,967	97.9	19,708	96.1
新規ライセンスおよびクラウド・ソフトウェア・サブスクリプション売上原価		19,373	100.0	20,510	100.0

B. アップデート&プロダクト・サポート売上原価

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)		当事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費		1,925	6.2	1,808	5.5
II 外注委託費		451	1.5	707	2.2
III 経費	※	278	0.9	230	0.7
IV ロイヤルティ料		28,081	91.4	30,090	91.6
アップデート&プロダクト・サポート売上原価		30,737	100.0	32,835	100.0

(注) ※主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
減価償却費	44	36
賃借料	92	79

C. ハードウェア・システムズ売上原価

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年 6 月 1 日 至 平成26年 5 月 31 日)		当事業年度 (自 平成26年 6 月 1 日 至 平成27年 5 月 31 日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 当期仕入高	※	17,185	91.4	15,827	90.8
II 労務費		1,439	7.7	1,446	8.3
III 経費		180	0.9	162	0.9
ハードウェア・システムズ売上 原価		18,805	100.0	17,436	100.0

(注) ※主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
賃借料	50	44

D. サービス売上原価

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年 6 月 1 日 至 平成26年 5 月 31 日)		当事業年度 (自 平成26年 6 月 1 日 至 平成27年 5 月 31 日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※ 1	7,328	65.3	6,910	57.3
II 外注委託費		2,701	24.1	3,970	32.9
III 経費		1,195	10.6	1,187	9.8
当期総発生費用		11,226	100.0	12,068	100.0
他勘定振替高	※ 2	303		167	
サービス売上原価		10,922		11,900	

(注) ※ 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
賃借料	213	196
旅費及び交通費	380	382
減価償却費	113	101

※ 2 他勘定振替高の主な内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
業務委託費	262	142

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	22,304	5,654	5,654	48,558	48,558	△25	76,491
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	202	202	202				405
剰余金の配当				△10,675	△10,675		△10,675
当期純利益				27,171	27,171		27,171
自己株式の取得						△5	△5
自己株式の処分				△0	△0	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	202	202	202	16,495	16,495	△5	16,895
当期末残高	22,506	5,857	5,857	65,053	65,053	△30	93,387

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	△10	△10	992	77,473
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				405
剰余金の配当				△10,675
当期純利益				27,171
自己株式の取得				△5
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10	10	21	32
当期変動額合計	10	10	21	16,927
当期末残高	—	—	1,013	94,401

当事業年度（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	22,506	5,857	5,857	65,053	65,053	△30	93,387
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	236	236	236				473
剰余金の配当				△10,938	△10,938		△10,938
当期純利益				30,246	30,246		30,246
自己株式の取得						△264	△264
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	236	236	236	19,307	19,307	△264	19,516
当期末残高	22,743	6,094	6,094	84,361	84,361	△295	112,903

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1,013	94,401
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		473
剰余金の配当		△10,938
当期純利益		30,246
自己株式の取得		△264
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△91	△91
当期変動額合計	△91	19,425
当期末残高	922	113,826

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	当事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	44,191	47,434
減価償却費	1,238	1,181
株式報酬費用	136	122
賞与引当金の増減額 (△は減少)	125	△127
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△11	11
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	△69	△29
株式給付引当金の増減額 (△は減少)	—	44
受取利息及び受取配当金	△67	△64
支払利息	0	0
投資有価証券売却損益 (△は益)	8	—
固定資産除売却損益 (△は益)	38	1
売上債権の増減額 (△は増加)	752	1,191
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△0	0
未収入金の増減額 (△は増加)	△1,109	440
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	32	△128
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,396	1,045
未払金の増減額 (△は減少)	△108	2,109
未払消費税等の増減額 (△は減少)	287	2,971
前受金の増減額 (△は減少)	1,643	8,556
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	377	40
その他	△35	△124
小計	46,034	64,675
利息及び配当金の受取額	84	75
利息の支払額	△0	△0
法人税等の支払額	△17,098	△16,337
営業活動によるキャッシュ・フロー	29,019	48,412
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,148	△428
有形固定資産の売却による収入	0	1
無形固定資産の取得による支出	—	△0
投資有価証券の売却による収入	110	—
短期貸付けによる支出	△48,500	—
貸付金の回収による収入	42,200	48,500
定期預金の預入による支出	△109,000	△95,000
定期預金の払戻による収入	115,000	50,000
差入保証金の差入による支出	△0	△5
差入保証金の回収による収入	1,183	22
資産除去債務の履行による支出	△433	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△587	3,088
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	344	408
自己株式の取得による支出	△5	△264
自己株式の売却による収入	0	—
配当金の支払額	△10,698	△10,986
財務活動によるキャッシュ・フロー	△10,359	△10,843
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	18,072	40,658
現金及び現金同等物の期首残高	23,463	41,536
現金及び現金同等物の期末残高	※ 41,536	※ 82,194

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

① 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

② 時価のないもの

株式：移動平均法による原価法

債券：償却原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品

月別総平均法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① 建物

定額法

② 工具、器具及び備品

イ. コンピュータハードウェア

定額法

ロ. その他

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

① 建物 5年～38年

② 工具、器具及び備品

イ. パーソナルコンピュータ 2年

ロ. サーバー 3年

ハ. その他 5年～15年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内利用可能期間（5年）に基づき償却しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に備えて、役員賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(4) 製品保証引当金

製品のアフターサービスの費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額を、過去の実績を基礎として計上しております。

(5) 株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役及び従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき、計上しております。

5 収益の計上基準

コンサルティングサービス売上及び一部のソフトウェアプロダクト売上について、進行基準を適用しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(追加情報)

(役員報酬BIP信託に係る取引について)

当社は、当事業年度より、当社取締役・執行役の職務執行がより強く動機づけられる新たなインセンティブプランとして「役員報酬BIP信託」を導入しております。当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

(1) 取引の概要

毎事業年度の株主総会において決議された範囲で付与される現行の新株予約権（ストック・オプション）制度に本制度（株式報酬制度）を加えております。従来、当社取締役・執行役に対して報酬委員会及び取締役会の決議を経て新株予約権を割り当てておりましたが、今後は当社取締役・執行役が以下の3つの内（注）1から、新株予約権の権利付与時毎に報酬の受取方法を選択できることとしております（注）2。なお、新株予約権制度と株式報酬制度の選択時における、新株予約権の付与株式相当数に対する本制度による交付株式数の換算割合は、4：1（注）3となります。

- ① 全て新株予約権
- ② 新株予約権にて50%、本制度による当社株式等交付にて50%
- ③ 全て本制度による当社株式等交付

(注) 1. ②及び③を選んだものは、新株予約権付与の翌年以降、信託期間中に当社株式等の交付を受けます。
2. 新株予約権制度の新株予約権発行決議に基づき新株予約権を付与された当社各取締役・執行役のうち、本株式報酬制度による報酬の受取を選択したものは、該当の新株予約権を別途放棄することになります。なお、平成26年9月に付与の新株予約権についても対象となります。
3. 新株予約権の付与数が4個（400株相当）であった場合、本制度を選択すると、合計で100株の当社株式と交換されます。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、63百万円及び13,200株であります。

(株式付与ESOP信託に係る取引について)

当社は当事業年度より、従業員の当社の業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、「株式付与ESOP信託」を導入しております。当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用しております。

(1) 取引の概要

毎事業年度の株主総会において決議された範囲で付与される現行の新株予約権（ストック・オプション）制度にESOP信託を加えております。従来、当社株式を活用した従業員向けの報酬制度としては、従業員に対して取締役会の決議を経て新株予約権を割り当てておりましたが、今後は株式報酬制度の対象従業員が以下の3つの内（注）1から、新株予約権の権利付与時毎に報酬の受取方法を選択できることとしております（注）2。なお、新株予約権制度とESOP信託の選択時における、新株予約権の付与株式相当数に対するESOP信託による交付株式数の換算割合は、4：1（注）3となります。

- ① 全て新株予約権
- ② 新株予約権にて50%、ESOP信託による当社株式等交付にて50%
- ③ 全て本制度による当社株式等交付

(注) 1. ②及び③を選んだものは、新株予約権付与の翌年以降、信託期間中に当社株式等の交付を受けます。
2. 新株予約権制度の新株予約権発行決議に基づき既に新株予約権を付与された従業員のうち、本ESOP信託制度による報酬の受取を選択したものは、該当の新株予約権を別途放棄することになります。なお、平成26年9月に付与の新株予約権についても対象となります。
3. 新株予約権の付与個数が4個（400株相当）であった場合、本制度を選択すると、合計で100株の当社株式と交換されます。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、195百万円及び40,800株であります。

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

「事業構造改善費用」は、事業構造改善の実施に伴い発生した特別退職金等であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
発行済株式 普通株式	127,098	104	—	127,202
自己株式 普通株式	5	1	0	7

(注) 発行済株式数の増加104千株は新株予約権行使によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当期末残高 (百万円)
			当期首	当期増加	当期減少	当期末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	1,013
合計		—	—	—	—	—	1,013

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年7月19日 取締役会	普通株式	10,675	84	平成25年5月31日	平成25年8月8日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年7月18日 取締役会	普通株式	利益剰余金	10,938	86	平成26年5月31日	平成26年8月6日

当事業年度（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
発行済株式 普通株式	127,202	106	—	127,308
自己株式 普通株式	7	55	—	62

- (注) 1. 発行済株式数の増加106千株は新株予約権行使によるものであります。
 2. 普通株式の自己株式数の増加55千株のうち、54千株は、「役員報酬B I P信託」(13千株)及び「株式付与E S O P信託」(40千株)の当社株式の取得による増加、1千株は単元未満株式の買取りによる増加であります。
 3. 当事業年度末の自己株式数につきましては、「役員報酬B I P信託」(13千株)及び「株式付与E S O P信託」(40千株)が所有する当社の自己株式54千株を含めて記載しております。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当期末残高 (百万円)
			当期首	当期増加	当期減少	当期末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	922
合計		—	—	—	—	—	922

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年7月18日 取締役会	普通株式	10,938	86	平成26年5月31日	平成26年8月6日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年7月17日 取締役会	普通株式	利益剰余金	12,093	95	平成27年5月31日	平成27年8月5日

(注) 平成27年7月17日開催の取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金5百万円(役員報酬B I P信託 1百万円、株式付与E S O P信託 3百万円)が含まれております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	当事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
現金及び預金	41,536百万円	127,194百万円
預入期間が3か月超の定期預金	—	△45,000百万円
現金及び現金同等物	41,536百万円	82,194百万円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金の管理・運用については、当社が定める資金管理・運用規程（オラクル・コーポレーションが定めるglobal policyに準拠）に則り、高格付の円貨建有価証券への投資及び高格付の金融機関への資金預入等に限定し、高い安全性と適切な流動性の確保をはかっております。また、デリバティブ取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形、売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されておりますが、当社の与信管理規程（オラクル・コーポレーションが定めるglobal policyに準拠）に則り、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握することにより、リスクの軽減をはかっております。

有価証券及び投資有価証券は価格変動リスク及び信用リスクに晒されておりますが、高格付の円貨建有価証券への投資に限定すること、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することなどにより、リスクの軽減をはかっております。

営業債務である買掛金は、短期に決済されております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2参照）。

前事業年度（平成26年5月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	41,536	41,536	—
(2) 売掛金	18,770		
貸倒引当金 (*)	△2		
差引	18,767	18,767	—
(3) 短期貸付金	48,500	48,500	—
資産計	108,803	108,803	—
(1) 買掛金	8,963	8,963	—
(2) 未払金	3,534	3,534	—
(3) 未払法人税等	8,609	8,609	—
負債計	21,107	21,107	—

(*) 売掛金に対する貸倒引当金であります。

当事業年度（平成27年5月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	127,194	127,194	—
(2) 売掛金	17,578		
貸倒引当金 (*)	△2		
差引	17,575	17,575	—
資産計	144,770	144,770	—
(1) 買掛金	10,008	10,008	—
(2) 未払金	5,568	5,568	—
(3) 未払法人税等	9,528	9,528	—
負債計	25,106	25,106	—

(*) 売掛金に対する貸倒引当金であります。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) 短期貸付金

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる主な金融商品

(単位：百万円)

区分	平成26年5月31日	平成27年5月31日
非上場株式	36	36

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため含めておりません。

(注) 3 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年5月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	41,536	—	—	—
売掛金	18,770	—	—	—
短期貸付金	48,500	—	—	—
合計	108,806	—	—	—

当事業年度（平成27年5月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	127,194	—	—	—
売掛金	17,578	—	—	—
合計	144,773	—	—	—

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前事業年度（平成26年5月31日現在）

該当事項はありません。

当事業年度（平成27年5月31日現在）

該当事項はありません。

2 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成25年6月1日 至平成26年5月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年6月1日 至平成27年5月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日）

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成14年1月より確定拠出年金制度を採用しております。

2 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は384百万円であります。

当事業年度（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成14年1月より確定拠出年金制度を採用しております。

2 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は390百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 費用計上額及び科目名

	前事業年度	当事業年度
売上原価	35百万円	29百万円
販売費及び一般管理費 (株式報酬費用)	100百万円	92百万円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前事業年度	当事業年度
新株予約権戻入益	54百万円	147百万円

3 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成16年 ストック・オプション	平成17年第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 3名 当社従業員 888名	当社従業員 1,166名
ストック・オプション数(注)	普通株式 336,300株	普通株式 326,000株
付与日	平成16年10月1日	平成17年10月1日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ① 付与日(平成16年10月1日)以降、権利確定日(平成18年10月1日)まで継続して勤務していること。 ② 付与日(平成16年10月1日)以降、権利確定日(平成20年10月1日)まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ① 付与日(平成17年10月1日)以降、権利確定日(平成19年10月1日)まで継続して勤務していること。 ② 付与日(平成17年10月1日)以降、権利確定日(平成21年10月1日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ① 平成16年10月1日から平成18年10月1日まで ② 平成16年10月1日から平成20年10月1日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ① 平成17年10月1日から平成19年10月1日まで ② 平成17年10月1日から平成21年10月1日まで
権利行使期間	平成18年10月1日から平成26年8月25日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成19年10月1日から平成27年8月24日まで 同左

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成18年第1回 ストック・オプション	平成19年第2回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員 1,135名	当社従業員 984名
ストック・オプション数(注)	普通株式 283,600株	普通株式 280,100株
付与日	平成18年12月25日	平成19年10月15日
権利確定条件	<p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>① 付与日(平成18年12月25日)以降、権利確定日(平成20年12月25日)まで継続して勤務していること。</p> <p>② 付与日(平成18年12月25日)以降、権利確定日(平成22年12月25日)まで継続して勤務していること。</p>	<p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>① 付与日(平成19年10月15日)以降、権利確定日(平成21年10月15日)まで継続して勤務していること。</p> <p>② 付与日(平成19年10月15日)以降、権利確定日(平成23年10月15日)まで継続して勤務していること。</p>
対象勤務期間	<p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>① 平成18年12月25日から平成20年12月25日まで</p> <p>② 平成18年12月25日から平成22年12月25日まで</p>	<p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>① 平成19年10月15日から平成21年10月15日まで</p> <p>② 平成19年10月15日から平成23年10月15日まで</p>
権利行使期間	<p>平成20年12月25日から平成28年8月29日まで</p> <p>付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。</p> <p>また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。</p>	<p>平成21年10月15日から平成29年8月29日まで</p> <p>同左</p>

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成19年第3回 ストック・オプション	平成20年第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員（注）1 1名	当社取締役（注）2 5名 当社従業員 472名
ストック・オプション数（注）3	普通株式 34,000株	普通株式 311,600株
付与日	平成20年6月30日	平成20年10月15日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ① 付与日（平成20年6月30日）以降、権利確定日（平成22年6月30日）まで継続して勤務していること。 ② 付与日（平成20年6月30日）以降、権利確定日（平成24年6月30日）まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ① 付与日（平成20年10月15日）以降、権利確定日（平成22年10月15日）まで継続して勤務していること。 ② 付与日（平成20年10月15日）以降、権利確定日（平成24年10月15日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ① 平成20年6月30日から平成22年6月30日まで ② 平成20年6月30日から平成24年6月30日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ① 平成20年10月15日から平成22年10月15日まで ② 平成20年10月15日から平成24年10月15日まで
権利行使期間	平成22年6月30日から平成29年8月29日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成22年10月15日から平成30年9月30日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

（注）1 平成20年8月22日開催の第23回定時株主総会において、取締役兼務執行役に就任いたしました。

2 執行役兼務者3名を含んでおります。

3 株式数に換算して記載しております。

	平成20年第2回 ストック・オプション	平成21年第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員 1名	当社取締役(注) 1 4名 当社従業員 478名
ストック・オプション数(注) 2	普通株式 5,000株	普通株式 306,300株
付与日	平成21年1月15日	平成21年10月15日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ① 付与日(平成21年1月15日)以降、権利確定日(平成23年1月15日)まで継続して勤務していること。 ② 付与日(平成21年1月15日)以降、権利確定日(平成25年1月15日)まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ① 付与日(平成21年10月15日)以降、権利確定日(平成23年10月15日)まで継続して勤務していること。 ② 付与日(平成21年10月15日)以降、権利確定日(平成25年10月15日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ① 平成21年1月15日から平成23年1月15日まで ② 平成21年1月15日から平成25年1月15日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ① 平成21年10月15日から平成23年10月15日まで ② 平成21年10月15日から平成25年10月15日まで
権利行使期間	平成23年1月15日から平成30年12月23日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成23年10月15日から平成31年9月25日まで 同左

(注) 1 執行役兼務者2名を含んでおります。

2 株式数に換算して記載しております。

	平成21年第2回 ストック・オプション	平成22年第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員 1名	当社取締役(注)1 4名 当社従業員 460名
ストック・オプション数(注)2	普通株式 10,000株	普通株式 306,200株
付与日	平成22年7月15日	平成22年10月15日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ① 付与日(平成22年7月15日)以降、権利確定日(平成24年7月15日)まで継続して勤務していること。 ② 付与日(平成22年7月15日)以降、権利確定日(平成26年7月15日)まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ① 付与日(平成22年10月15日)以降、権利確定日(平成24年10月15日)まで継続して勤務していること。 ② 付与日(平成22年10月15日)以降、権利確定日(平成26年10月15日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ① 平成22年7月15日から平成24年7月15日まで ② 平成22年7月15日から平成26年7月15日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ① 平成22年10月15日から平成24年10月15日まで ② 平成22年10月15日から平成26年10月15日まで
権利行使期間	平成24年7月15日から平成32年6月30日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成24年10月15日から平成32年9月22日まで 同左

(注) 1 執行役兼務者2名を含んでおります。

2 株式数に換算して記載しております。

	平成23年第1回 ストック・オプション	平成23年第2回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役（注）1 4名 当社従業員 255名	当社従業員 1名
ストック・オプション数（注）2	普通株式 313,700株	普通株式 5,000株
付与日	平成23年9月28日	平成24年7月2日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ① 付与日（平成23年9月28日）以降、権利確定日（平成25年9月28日）まで継続して勤務していること。 ② 付与日（平成23年9月28日）以降、権利確定日（平成27年9月28日）まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ① 付与日（平成24年7月2日）以降、権利確定日（平成26年7月2日）まで継続して勤務していること。 ② 付与日（平成24年7月2日）以降、権利確定日（平成28年7月2日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ① 平成23年9月28日から平成25年9月28日まで ② 平成23年9月28日から平成27年9月28日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ① 平成24年7月2日から平成26年7月2日まで ② 平成24年7月2日から平成28年7月2日まで
権利行使期間	平成25年9月28日から平成33年9月13日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成26年7月2日から平成33年9月13日まで 同左

（注）1 執行役兼務者2名を含んでおります。

2 株式数に換算して記載しております。

	平成24年第1回 ストック・オプション	平成25年第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役（注）1 4名 当社従業員 201名	当社取締役（注）1 4名 当社執行役 1名 当社従業員 202名
ストック・オプション数（注）2	普通株式 322,700株	普通株式 289,700株
付与日	平成24年9月28日	平成25年9月30日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ① 付与日（平成24年9月28日）以降、権利確定日（平成26年9月28日）まで継続して勤務していること。 ② 付与日（平成24年9月28日）以降、権利確定日（平成28年9月28日）まで継続して勤務していること。	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ① 付与日（平成25年9月30日）以降、権利確定日（平成27年9月30日）まで継続して勤務していること。 ② 付与日（平成25年9月30日）以降、権利確定日（平成29年9月30日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ① 平成24年9月28日から平成26年9月28日まで ② 平成24年9月28日から平成28年9月28日まで	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ① 平成25年9月30日から平成27年9月30日まで ② 平成25年9月30日から平成29年9月30日まで
権利行使期間	平成26年9月28日から平成34年9月12日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。	平成27年9月30日から平成35年9月13日まで 同左

（注）1 執行役兼務者2名を含んでおります。

2 株式数に換算して記載しております。

	平成25年第2回 ストック・オプション	平成25年第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員 1名	当社執行役(注) 1 1名
ストック・オプション数(注) 2	普通株式 5,000株	普通株式 35,000株
付与日	平成25年11月15日	平成26年4月15日
権利確定条件	<p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>① 付与日(平成25年11月15日)以降、権利確定日(平成27年11月15日)まで継続して勤務していること。</p> <p>② 付与日(平成25年11月15日)以降、権利確定日(平成29年11月15日)まで継続して勤務していること。</p>	<p>割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>① 付与日(平成26年4月15日)以降、権利確定日(平成28年4月15日)まで継続して勤務していること。</p> <p>② 付与日(平成26年4月15日)以降、権利確定日(平成30年4月15日)まで継続して勤務していること。</p>
対象勤務期間	<p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>① 平成25年11月15日から平成27年11月15日まで</p> <p>② 平成25年11月15日から平成29年11月15日まで</p>	<p>付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。</p> <p>① 平成26年4月15日から平成28年4月15日まで</p> <p>② 平成26年4月15日から平成30年4月15日まで</p>
権利行使期間	<p>平成27年11月15日から平成35年9月13日まで</p> <p>付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。</p> <p>また、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。</p>	<p>平成28年4月15日から平成35年9月13日まで</p> <p>同左</p>

(注) 1 平成26年8月21日開催の第29回定時株主総会において、取締役兼務執行役に就任いたしました。

2 株式数に換算して記載しております。

	平成26年第1回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役（注）1 4名 当社従業員 268名
ストック・オプション数（注）2	普通株式（注）3 315,800株
付与日	平成26年9月30日
権利確定条件	割当された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ① 付与日（平成26年9月30日）以降、権利確定日（平成28年9月30日）まで継続して勤務していること。 ② 付与日（平成26年9月30日）以降、権利確定日（平成30年9月30日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与された権利の2分の1毎に次のとおりとなっている。 ① 平成26年9月30日から平成28年9月30日まで ② 平成26年9月30日から平成30年9月30日まで
権利行使期間	平成28年9月30日から平成36年9月16日まで 付与日から2年後以降に、付与された権利の2分の1を行使することが可能となり、付与日から4年後以降に、付与された権利のすべてを行使することが可能となる。 また、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者の間で締結する契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

（注）1 執行役兼務者2名を含んでおります。

2 株式数に換算して記載しております。

3 当事業年度中に上記ストック・オプション315,800株のうち、286,100株を放棄し、役員報酬B I P信託および株式付与E S O P信託を選択いたしました。詳細につきましては、「第5経理の状況 2財務諸表等 注記事項 追加情報」をご参照ください。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当期において存在したストック・オプションを対象として、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

① ストック・オプションの数

	平成16年 ストック・オプション	平成17年第1回 ストック・オプション	平成18年第1回 ストック・オプション	平成19年第2回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前期末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前期末	125,500	149,000	129,200	153,500
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	5,500	200	500
失効	125,500	13,400	9,400	14,700
未行使残	-	130,100	119,600	138,300
	平成19年第3回 ストック・オプション	平成20年第1回 ストック・オプション	平成20年第2回 ストック・オプション	平成21年第1回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前期末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前期末	34,000	189,700	3,500	154,600
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	6,600	-	27,800
失効	34,000	51,000	-	7,900
未行使残	-	132,100	3,500	118,900

	平成21年第2回 ストック・オプション	平成22年第1回 ストック・オプション	平成23年第1回 ストック・オプション	平成23年第2回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前期末	5,000	83,700	103,800	5,000
付与	-	-	-	-
失効	-	1,900	13,800	-
権利確定	5,000	81,800	-	2,500
未確定残	-	-	90,000	2,500
権利確定後 (株)				
前期末	5,000	122,500	89,000	-
権利確定	5,000	81,800	-	2,500
権利行使	-	17,600	25,000	-
失効	10,000	39,300	2,900	-
未行使残	-	147,400	61,100	2,500
	平成24年第1回 ストック・オプション	平成25年第1回 ストック・オプション	平成25年第2回 ストック・オプション	平成25年第3回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前期末	249,000	261,700	5,000	35,000
付与	-	-	-	-
失効	20,100	37,100	-	-
権利確定	123,800	-	-	-
未確定残	105,100	224,600	5,000	35,000
権利確定後 (株)				
前期末	-	-	-	-
権利確定	123,800	-	-	-
権利行使	22,900	-	-	-
失効	8,600	-	-	-
未行使残	92,300	-	-	-

	平成26年第1回 ストック・オプション
権利確定前（株）	
前期末	-
付与	315,800
失効	289,400
権利確定	-
未確定残	26,400
権利確定後（株）	
前期末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

② 単価情報

		平成16年 ストック・オプション	平成17年第1回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	5,583	5,000
行使時平均株価	(円)	-	5,488
公正な評価単価（付与日）	(円)	-	-

		平成18年第1回 ストック・オプション	平成19年第2回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	5,490	5,240
行使時平均株価	(円)	5,440	5,406
公正な評価単価（付与日）	(円)	1,732	1,485

		平成19年第3回 ストック・オプション	平成20年第1回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	4,679	4,787
行使時平均株価	(円)	-	5,511
公正な評価単価（付与日）	(円)	893	736

		平成20年第2回 ストック・オプション	平成21年第1回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	3,819	3,930
行使時平均株価	(円)	-	4,967
公正な評価単価（付与日）	(円)	650	649

		平成21年第2回 ストック・オプション	平成22年第1回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	4,640	4,338
行使時平均株価	(円)	-	5,295
公正な評価単価 (付与日)	(円)	678	534

		平成23年第1回 ストック・オプション	平成23年第2回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	2,698	3,390
行使時平均株価	(円)	4,721	-
公正な評価単価 (付与日)	(円)	524	648

		平成24年第1回 ストック・オプション	平成25年第1回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	4,025	3,942
行使時平均株価	(円)	5,207	-
公正な評価単価 (付与日)	(円)	828	648

		平成25年第2回 ストック・オプション	平成25年第3回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	4,045	4,395
行使時平均株価	(円)	-	-
公正な評価単価 (付与日)	(円)	824	904

		平成26年第1回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	4,280
行使時平均株価	(円)	-
公正な評価単価 (付与日)	(円)	876

4 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された平成26年第1回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
 ② 主な基礎数値及び見積方法

	平成26年第1回 ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	27.6%
予想残存期間 (注) 2	6.5年
予想配当利回り (注) 3	2.01%
無リスク利子率 (注) 4	0.18%

(注) 1 予想残存期間に対応する期間の過去株価実績に基づき算定しております。

2 合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものとして見積もっております。

3 平成26年5月期の配当実績によります。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
 (繰延税金資産)

	前事業年度 (平成26年5月31日)	当事業年度 (平成27年5月31日)
(1) 流動資産		
未払金	576百万円	647百万円
未払事業税	576 "	668 "
前受金	569 "	626 "
賞与引当金	656 "	579 "
その他	255 "	142 "
計	2,634百万円	2,664百万円
(2) 固定資産		
減価償却費超過額	164百万円	147百万円
投資有価証券評価損	21 "	19 "
その他	23 "	36 "
計	209百万円	202百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度における当該差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成27年6月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、33.1%に、平成28年6月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

これによる影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、最高意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。当社は、経営組織の形態、製品・サービスの特性に基づき、事業セグメントを集約した上で、「新規ライセンスおよびクラウド・ソフトウェア・サブスクリプション」、「アップデート&プロダクト・サポート」、「ハードウェア・システムズ」、「サービス」の4つを報告セグメントとしております。

「新規ライセンスおよびクラウド・ソフトウェア・サブスクリプション」は企業活動で利用される様々なデータベース管理ソフトウェア、ミドルウェア、アプリケーションソフトウェアの販売、及びこれらソフトウェアのインターネットを通じたサービス提供を行っております。

「アップデート&プロダクト・サポート」はソフトウェア・ライセンスの更新権及び技術サポートの提供を行っております。

「ハードウェア・システムズ」はサーバーやストレージ等のハードウェアの販売及びハードウェア製品の技術サポート、修理、メンテナンス等の提供を行っております。

「サービス」はコンサルティングサービス、アドバンストカスタマーサポートサービス、エデュケーションサービスの提供を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前事業年度（自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	損益計算書 計上額 (注) 2
	新規ライセンスおよびクラウド・ソフトウェア・サブスクリプション	アップデート&プロダクト・サポート	ハードウェア・システムズ	サービス	計		
売上高							
外部顧客への売上高	45,466	68,594	23,532	17,378	154,972	—	154,972
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	45,466	68,594	23,532	17,378	154,972	—	154,972
セグメント利益	7,333	36,533	1,231	3,792	48,891	△4,576	44,315
その他の項目							
減価償却費（注）3	589	75	161	153	979	258	1,238

（注）1. セグメント利益の調整額△4,576百万円は、全社費用であります。主に報告セグメントに帰属しない管理部門等に係る費用であります。

2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 「調整額」の区分の「減価償却費」は主に報告セグメントに帰属しない管理部門等に係る費用であります。

4. 資産についてのセグメント情報は、最高意思決定機関が経営の意思決定上当該情報を各セグメントに配分していないことから開示しておりません。

当事業年度（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	損益計算書 計上額 (注) 2
	新規ライセンスおよびクラウド・ソフトウェア・サブスクリプション	アップデート&プロダクト・サポート	ハードウェア・システムズ	サービス	計		
売上高							
外部顧客への売上高	47,927	73,401	21,790	17,932	161,051	-	161,051
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	47,927	73,401	21,790	17,932	161,051	-	161,051
セグメント利益	7,849	39,251	1,088	3,349	51,537	△4,452	47,085
その他の項目							
減価償却費 (注) 3	546	64	146	137	894	287	1,181

(注) 1. セグメント利益の調整額△4,452百万円は、全社費用であります。主に報告セグメントに帰属しない管理部門等に係る費用であります。

2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 「調整額」の区分の「減価償却費」は主に報告セグメントに帰属しない管理部門等に係る費用であります。

4. 資産についてのセグメント情報は、最高意思決定機関が経営の意思決定上当該情報を各セグメントに配分していないことから開示しておりません。

【関連情報】

前事業年度（自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
日本電気㈱	17,235	新規ライセンスおよびクラウド・ソフトウェア・サブスクリプション、アップデート&プロダクト・サポート、ハードウェア・システムズ及びサービス
富士通㈱	17,146	新規ライセンスおよびクラウド・ソフトウェア・サブスクリプション、アップデート&プロダクト・サポート、ハードウェア・システムズ及びサービス

当事業年度（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
日本電気㈱	19,552	新規ライセンスおよびクラウド・ソフトウェア・サブスクリプション、アップデート&プロダクト・サポート、ハードウェア・システムズ及びサービス
富士通㈱	16,801	新規ライセンスおよびクラウド・ソフトウェア・サブスクリプション、アップデート&プロダクト・サポート、ハードウェア・システムズ及びサービス

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等前事業年度（自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
同一の親会社を持つ会社	Oracle America, Inc.	米国カリフォルニア州	0千米ドル	ソフトウェア及びハードウェアの開発・販売及びこれらに付随するサービスの提供	-	オラクルグループ会社間取引の資金決済及び資金貸付け	資金貸付け（注）1	48,500	短期貸付金	48,500
							短期貸付金の回収（注）1	42,200		
							オラクルグループ会社間取引の資金決済（注）2	32,773	買掛金	5,395
								14,944	未払金	1,371
同一の親会社を持つ会社	オラクル・インターナショナル・コーポレーション	米国カリフォルニア州	0千米ドル	知的財産権の保有・管理	-	販売代理店契約の締結	ロイヤルティ料の支払（注）3	35,122	買掛金	3,381

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 貸付金の利率については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。
なお、当該取引による受取利息額は41百万円（当期計上額は25百万円）です。
- オラクル・コーポレーションのグループ会社間取引（オラクル・インターナショナル・コーポレーションとの取引を除く）の資金決済については、Oracle America, Inc. の口座を通じて決済されております。上記買掛金及び未払金における取引金額は決済金額であり、その主なものは親会社の子会社である日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社（東京都港区）に対する支払ロイヤルティ（当期計上額12,047百万円）及びハードウェア・システムズ部門に係る商品等の仕入（当期計上額17,213百万円）であります。なお、当該ロイヤルティの料率及び商品等の仕入価格については、オラクル・コーポレーションと当社を含むオラクル製品を取り扱うグループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。
- ロイヤルティ料については、オラクル製品の売上高の一定割合によっており、その料率はオラクル・コーポレーションと当社を含むオラクル製品を取り扱うグループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。

当事業年度（自 平成26年 6月 1日 至 平成27年 5月 31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
同一の親会社を持つ会社	Oracle America, Inc.	米国カリフォルニア州	0千米ドル	ソフトウェア及びハードウェアの開発・販売及びこれらに付随するサービスの提供	-	オラクルグループ会社間取引の資金決済及び資金貸付け	短期貸付金の回収 (注) 1	48,500	短期貸付金	-
							オラクルグループ会社間取引の資金決済 (注) 2	29,734	買掛金	5,944
								15,310	未払金	3,594
同一の親会社を持つ会社	オラクル・インターナショナル・コーポレーション	米国カリフォルニア州	0千米ドル	知的財産権の保有・管理	-	販売代理店契約の締結	ロイヤルティ料の支払 (注) 3	38,181	買掛金	3,945

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 貸付金の利率については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。
なお、当該取引による受取利息額は26百万円（当期計上額は10百万円）です。
- オラクル・コーポレーションのグループ会社間取引（オラクル・インターナショナル・コーポレーションとの取引を除く）の資金決済については、Oracle America, Inc. の口座を通じて決済されております。上記買掛金及び未払金における取引金額は決済金額であり、その主なものは親会社の子会社である日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社（東京都港区）に対する支払ロイヤルティ（当期計上額11,713百万円）及びハードウェア・システムズ部門に係る商品等の仕入（当期計上額15,842百万円）であります。なお、当該ロイヤルティの料率及び商品等の仕入価格については、オラクル・コーポレーションと当社を含むオラクル製品を取り扱うグループ会社との間で合理的な基準により決定しております。
- ロイヤルティ料については、オラクル製品の売上高の一定割合によっており、その料率はオラクル・コーポレーションと当社を含むオラクル製品を取り扱うグループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	遠藤 隆雄 (注) 1	—	—	当社 取締役会長	—	—	ストックオプションの 権利行使 (注) 2	224	—	—
役員	野坂 茂	—	—	当社 取締役	(被所有) 直接 0.00	—	ストックオプションの 権利行使 (注) 2	48	—	—

(注) 1. 遠藤隆雄氏は平成26年4月30日をもって当社取締役会長を退任しており、上記の内容は当事業年度の在任期間に係るものです。

2. 当社株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

当事業年度（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	野坂 茂	—	—	当社 取締役	(被所有) 直接 0.00	—	ストックオプションの 権利行使 (注)	93	—	—

(注) 当社株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

当社の親会社等には、「オラクル・コーポレーション」、「オラクル・システムズ・コーポレーション」、「オラクル・グローバル・ホールディングス・インク」および「オラクル・ジャパン・ホールディング・インク」の4社があります。当社の実質的な親会社である「オラクル・コーポレーション」は、外国上場会社（米国ニューヨーク証券取引所）であります。「オラクル・システムズ・コーポレーション」は「オラクル・コーポレーション」の子会社であり、「オラクル・グローバル・ホールディングス・インク」の親会社であります。当社の直接の親会社「オラクル・ジャパン・ホールディング・インク」は、「オラクル・グローバル・ホールディングス・インク」の子会社であります。

「オラクル・コーポレーション」は、上記4社と当社を含んだ財務報告書を継続開示しております。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	当事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
1株当たり純資産額	734.20円	887.28円
1株当たり当期純利益金額	213.75円	237.78円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	213.63円	237.51円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)	当事業年度 (自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	27,171	30,246
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	27,171	30,246
普通株式の期中平均株式数(株)	127,115,376	127,206,086
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	74,166	145,756
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権12種類(新株予約権の数 15,478個) これらの詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権6種類(新株予約権の数 5,815個) 同左

(注) 株主資本において自己株式として計上されている、当事業年度より導入いたしました役員報酬B I P信託および株式付与E S O P信託に残存する自社の株式は、当事業年度の1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(役員報酬B I P信託 5,678株、株式付与E S O P信託 17,550株)。

信託口が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(役員報酬B I P信託 13,200株、株式付与E S O P信託 40,800株)。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残 高 (百万円)
有形固定資産							
建物	17,690	32	-	17,722	5,381	756	12,340
工具、器具及び備品	4,072	369	99	4,342	3,109	422	1,233
土地	26,057	-	-	26,057	-	-	26,057
有形固定資産計	47,820	401	99	48,122	8,491	1,178	39,631
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	98	91	3	7
その他	-	-	-	0	0	0	-
無形固定資産計	-	-	-	98	91	3	7

(注) 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	7	2	-	2	7
賞与引当金	1,880	1,752	1,880	-	1,752
役員賞与引当金	10	22	10	-	22
製品保証引当金	235	206	235	-	206
株式給付引当金	-	44	-	-	44

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

1) 現金及び預金

区分	金額 (百万円)
現金	—
預金	
当座預金	63
普通預金	52,083
別段預金	47
定期預金	75,000
合計	127,194

2) 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
日本電気㈱	2,428
エヌ・ティ・ティ・データ先端技術㈱	2,282
富士通㈱	2,215
伊藤忠テクノソリューションズ㈱	1,037
その他	9,614
合計	17,578

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{\quad}{365}$
18,770	173,796	174,987	17,578	90.9	38.2

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

② 負債の部

1) 買掛金

相手先	金額 (百万円)
Oracle America, Inc.	5,944
オラクル・インターナショナル・コーポレーション	3,945
その他	119
合計	10,008

2) 未払法人税等

区分	金額 (百万円)
未払法人税	6,200
未払住民税	1,290
未払事業税	2,037
合計	9,528

3) 前受金

相手先	金額 (百万円)
伊藤忠テクノソリューションズ(株)	6,005
日本電気(株)	3,825
NSSL Cサービス(株)	3,518
(株)アシスト	2,234
富士通(株)	1,526
その他	25,563
合計	42,674

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (百万円)	36,606	78,157	117,558	161,051
税引前四半期 (当期) 純利益金額 (百万円)	10,374	22,929	34,538	47,434
四半期 (当期) 純利益金額 (百万円)	6,643	14,708	22,162	30,246
1株当たり四半期 (当期) 純利益金額 (円)	52.23	115.63	174.23	237.78

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	52.23	63.40	58.60	63.55

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	6月1日から5月31日まで
定時株主総会	8月中
基準日	5月31日
剰余金の配当の基準日	11月30日 5月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL http://www.oracle.com/jp/corporate/investor-relations/index.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利および請求を行う権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集新株の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利および請求を行う権利

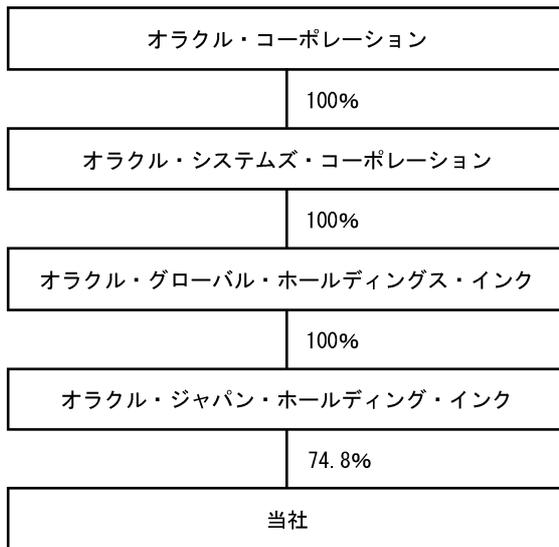
第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社の親会社等には、「オラクル・コーポレーション」、「オラクル・システムズ・コーポレーション」、「オラクル・グローバル・ホールディングス・インク」および「オラクル・ジャパン・ホールディング・インク」の4社があります。当社の実質的な親会社である「オラクル・コーポレーション」は、外国上場会社（米国ニューヨーク証券取引所）であります。「オラクル・システムズ・コーポレーション」は「オラクル・コーポレーション」の子会社であり、「オラクル・グローバル・ホールディングス・インク」の親会社であります。当社の直接の親会社「オラクル・ジャパン・ホールディング・インク」は、「オラクル・グローバル・ホールディングス・インク」の子会社であります。

「オラクル・コーポレーション」は、上記4社と当社を含んだ財務報告書を継続開示しております。なお、「オラクル・システムズ・コーポレーション」、「オラクル・グローバル・ホールディングス・インク」および「オラクル・ジャパン・ホールディング・インク」は、親会社等状況報告書を提出しております。

[当社と親会社等との系統図]



(注) 上記の議決権保有割合には、間接所有を含みます。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書
平成26年8月22日 関東財務局長に提出
事業年度（第29期）（自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日）
- (2) 内部統制報告書
平成26年8月22日 関東財務局長に提出
事業年度（第29期）（自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日）
- (3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書
第30期第1四半期報告書（自 平成26年6月1日 至 平成26年8月31日）平成26年10月14日 関東財務局長に提出
第30期第2四半期報告書（自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日）平成27年1月13日 関東財務局長に提出
第30期第3四半期報告書（自 平成26年12月1日 至 平成27年2月28日）平成27年4月13日 関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
平成26年9月30日 関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年8月21日

日本オラクル株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 戸田 彰 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 正人 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本オラクル株式会社の平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本オラクル株式会社の平成27年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本オラクル株式会社の平成27年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本オラクル株式会社が平成27年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年8月24日
【会社名】	日本オラクル株式会社
【英訳名】	ORACLE CORPORATION JAPAN
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 兼 CEO 杉原 博茂
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役副社長 兼 CFO 野坂 茂
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山二丁目5番8号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表執行役社長 兼 CEOである杉原博茂および当社執行役副社長 兼 CFOである野坂茂は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成27年5月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を与える内部統制（全社的な内部統制）の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる売上高及び売掛金にかかる勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業及び業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、平成27年5月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年8月24日
【会社名】	日本オラクル株式会社
【英訳名】	ORACLE CORPORATION JAPAN
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 兼 CEO 杉原 博茂
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役副社長 兼 CFO 野坂 茂
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山二丁目5番8号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

代表執行役社長 兼 CEO 杉原博茂および当社執行役副社長 兼 CFO 野坂茂は、当社の第30期（自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。